

45

入間都市計画事業
(仮称)木蓮寺・南峯地区土地地区画整理事業
環境影響評価調査計画書
概要版

令和6年8月

入 間 市

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地	1
1.2 事業者の名称及び所在地	1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	2
2.1 都市計画対象事業の名称	2
2.2 都市計画対象事業の目的	2
2.3 都市計画対象事業の実施区域	3
2.3.1 計画地の位置	3
2.3.2 計画地及び周辺の概況	3
2.4 都市計画対象事業の規模	8
2.5 都市計画対象事業の実施期間	8
2.6 都市計画対象事業の実施方法	8
2.6.1 土地利用計画	8
2.6.2 想定される進出企業の業種	10
2.6.3 造成計画	10
2.6.4 道路計画	10
2.6.5 供給施設計画	10
2.6.6 処理施設計画	10
2.6.7 廃棄物処理計画	11
2.6.8 交通計画	11
2.7 工事計画	13
2.7.1 工事工程	13
2.7.2 資材運搬等の車両の走行経路	13
2.7.3 工事中における環境保全対策	15
第3章 調査項目	18
3.1 環境影響要因の把握	18
3.2 調査・予測・評価の項目	18
3.3 項目選定の理由	20

第4章 調査方法	24
4.1 大気質	26
4.2 騒音・低周波音	35
4.3 振動	42
4.4 悪臭	48
4.5 水質	52
4.6 水象	57
4.7 動物	60
4.8 植物	66
4.9 生態系	70
4.10 景観	72
4.11 自然とのふれあいの場	76
4.12 史跡・文化財	81
4.13 日照障害	83
4.14 廃棄物等	85
4.15 温室効果ガス等	87
第5章 地域の概況	90
5.1 社会的状況	92
5.2 自然的状況	95
第6章 環境の保全についての配慮事項	98
6.1 公的な計画及び指針との整合性	98
6.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域	106
6.2.1 法律又は条例の規定により指定された地域	106
6.2.2 その他の配慮すべき地域	107
6.3 対象事業の立地回避が困難な理由	109
6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由	109
6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由	109
6.4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討	110

第 1 章 都市計画決定権者の名称

第1章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称：入間市

代表者の氏名：入間市長 杉島 理一郎

所 在 地：埼玉県入間市豊岡1-16-1

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称：入間市

代表者の氏名：入間市長 杉島 理一郎

所 在 地：埼玉県入間市豊岡1-16-1

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：入間都市計画事業
(仮称) 木蓮寺・南峯地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一第20号)

2.2 都市計画対象事業の目的

埼玉県では、「第5次埼玉県国土利用計画」(令和5年10月、埼玉県)を定め、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっていること、特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のインターチェンジ(以下「IC」という。)周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地等の需要が見込まれており、郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進することとしている。

また、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」(令和4年4月、埼玉県)は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成18年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路のICから概ね5kmの範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域としてあげており、ICの出口から概ね1.5km以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

入間市では、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」(令和4年3月、入間市)の基本構想において、本地区を圏央道青梅ICに近接するという交通利便性を活かし、工業系土地利用推進エリアに位置づけている。また、「入間市都市計画マスタープラン改訂版(別冊)」(令和5年1月)において、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」に合わせ、入間市都市計画マスタープランを改定し、本地区を工業系土地利用推進エリアとして位置づけている。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、埼玉県の持続的成長を支える産業基盤づくりを進めるとともに、秩序ある都市的土地利用の実現と、田園環境との調和を図ることにより、入間市の更なる発展に寄与することを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

都市計画対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）の位置は、図2.3.1-1及び写真2.3.1-1、写真2.3.1-2に示すとおりである。

計画地は、埼玉県入間市の西部に位置している。計画地の南側は圏央道が東西方向に走り、南西側は圏央道の青梅IC、北側は東西方向に走る入間市道幹37号線、東側は南北方向に走る入間市道幹36号線に隣接している。

2.3.2 計画地及び周辺の概況

(1) 地形

計画地の地形は、砂礫台地に段丘上の浅い谷が分布している。段丘上の浅い谷は西から東方向へ連続して帯状に伸びて分布している。

計画地の標高は、台地上にT.P. +159～168m程度であり、西から東方向へなだらかに傾斜はしているものの、起伏の少ない平坦な地形を呈している。

(2) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、農地（茶畑やそれ以外の畑）が広がり、一部に温室等の農業施設、梅や栗等の果樹や苗圃等が点在する。また、計画地北側の東西を高压電力鉄塔が横断し、南西部には養鶏場が存在する。

(3) 自然環境

計画地の現存植生は、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落及び果樹園で構成されている。動物相は、これらの農耕地を生息環境とする種により構成されると考えられる。

なお、「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成11年3月、埼玉県）について、埼玉県環境科学国際センター（生物多様性センター）に照会（令和5年6月）したところ、計画地は推定高利用域内（オオタカ営巣地から半径1,500m内）の範囲内にあり、開発行為に対しては以下の配慮をお願いされている。

- ① 非繁殖期（9月～12月）の工事の実施
- ② 採餌場所の消失、分断化等に注意
- ③ 低騒音の機器の使用

このため、①～③に基づき適切な配慮を講じる計画である。

(4) 特に配慮を要する施設

計画地には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していない。

計画地周辺には、計画地の西側約600mに「児童養護施設今井城学園」、北西側約800mに「特別養護老人ホーム今井苑」、約900mに「今井保育園」が存在する。また、計画地の北側から東側には農耕地があり、住宅が点在している。

(5) 計画地周辺の状況

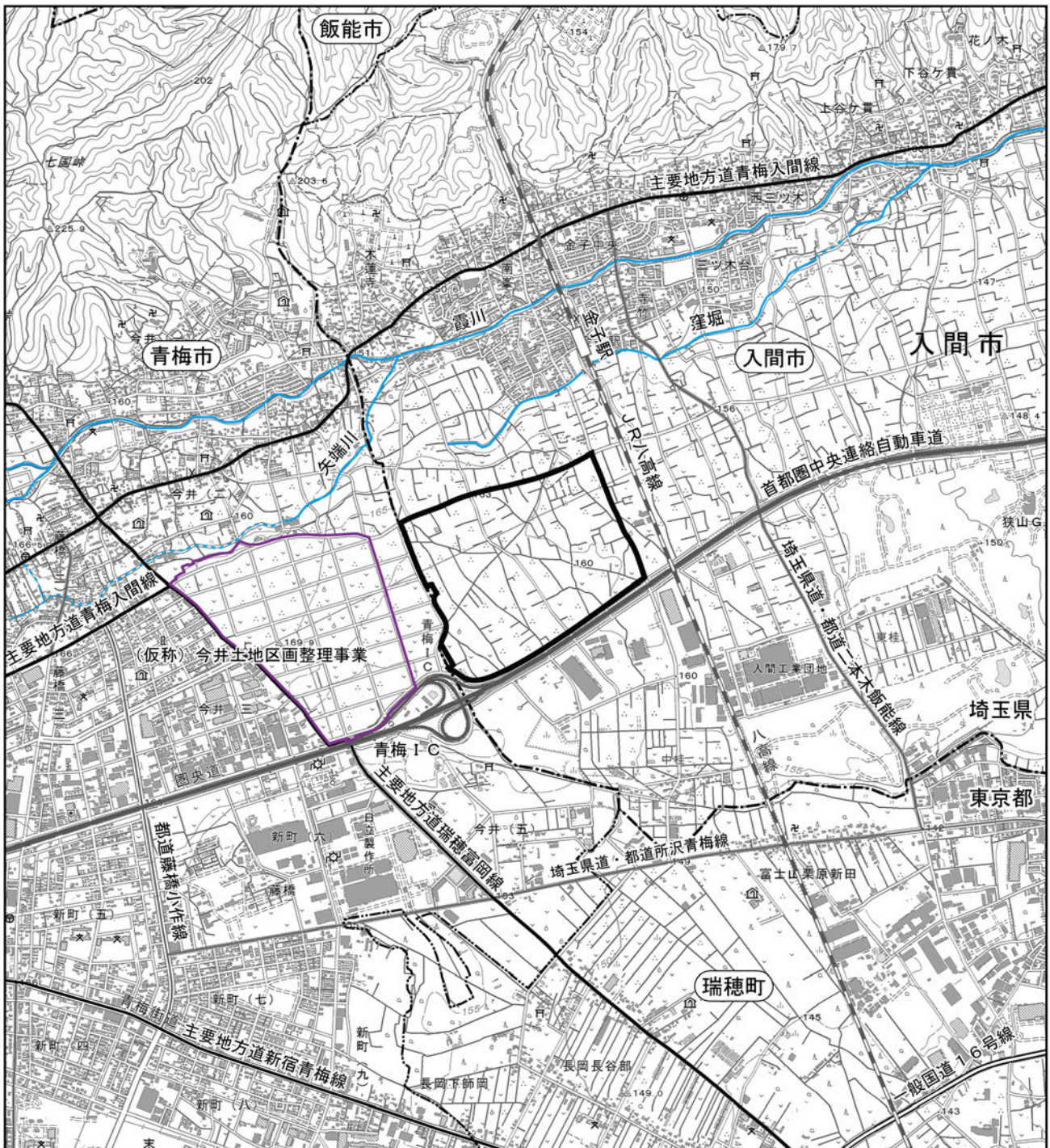
計画地の北側には埼玉県道63号青梅入間線、西側には都道44号瑞穂富岡線、南側に圏央道があり、南西側には圏央道の青梅 I C、計画地東側には埼玉県道218号二本木飯能線が隣接して存在する。

計画地の北側約6.4kmには一級河川霞川が東西に流れ、河川沿いは住宅地となっており、東側では J R 八高線が南北に走っている。

(6) 計画地周辺の開発の状況

計画地の南側に隣接する一般国道468号（圏央道）は、平成8年に圏央道の最初の区間である青梅 I C～鶴ヶ島ジャンクション間19.8km、平成27年に埼玉県全線が開通。東京都西部から関越道へのアクセス道路となっている。

また、計画地の西側の隣接地において、広域交通ネットワークを活かした産業拠点として、流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行い、周辺の住環境や農地等に配慮した物流拠点を中心としたまちづくりの形成を図るため、「(仮称)今井土地区画整理事業」の整備計画が進められており、現在、東京都環境影響評価条例に基づき、評価書手続きまで終了している。



凡例

この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。











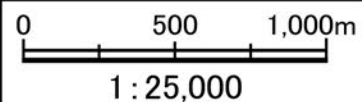
- | | | | | | |
|---|-------|---|-----------|---|---------------|
|  | : 計画地 |  | : JR線 |  | : 河川、水路 |
|  | : 都県界 |  | : 高規格幹線道路 |  | : 周辺の土地区画整理事業 |
|  | : 市町界 |  | : 一般国道 | | |
| | |  | : 主要地方道 | | |
| | |  | : 一般県道 | | |

図2.3.1-1 計画地の位置



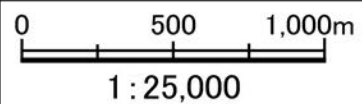


出典：地図・空中写真閲覧サービス（令和2年12月撮影、国土地理院ホームページ）

凡例

- ：計画地
- ：都県界
- ：市町界
- ：周辺の土地区画整理事業

写真2.3.1-1 計画地の位置（航空写真）



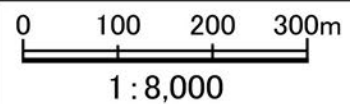


出典：地図・空中写真閲覧サービス（令和2年12月撮影、国土地理院ホームページ）

凡例

- : 計画地
- : 都県界

写真2.3.1-2 計画地の位置(航空写真)詳細



2.4 都市計画対象事業の規模

計画地の面積は、約56.7haである。

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は、表2.5-1に示すとおりである。

土地区画整理事業における造成工事は、令和10年度から令和14年度、進出企業の建設工事が令和13年度から予定している。

表2.5-1 対象事業に係る工程

項目 \ 年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■										
区画整理事業造成工事					■						
進出企業建設工事								■			■

備考：実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

2.6 都市計画対象事業の実施方法

2.6.1 土地利用計画

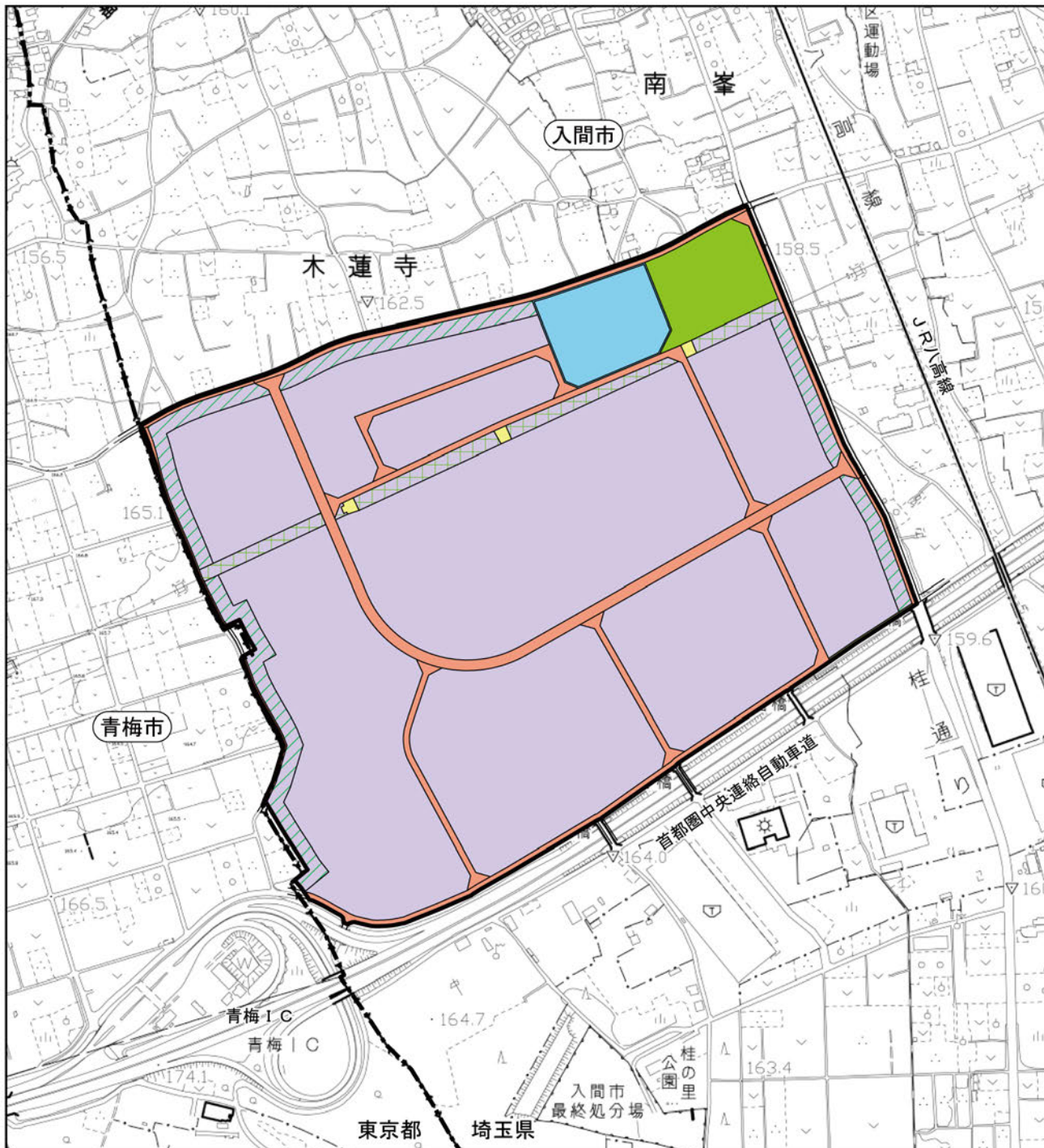
土地利用計画は、表2.6.1-1及び図2.6.1-1に示すとおりである。

本事業の計画地面積は約56.7haであり、そのうち、宅地面積が約48.0ha（約84.7%）、公共用地は約8.7ha（約15.3%）とする計画である。

宅地のうち、企業用地面積は約46.6ha（約82.2%）、鉄塔用地が約0.1ha（約0.2%）、送電線下地が約1.3ha（約2.3%）とする計画である。そのほか、公共用地としては、公園用地面積が約1.7ha（約3.0%）、道路用地面積が約5.1ha（約9.0%）、調整池用地面積が約1.9ha（約3.3%）を計画している。

表2.6.1-1 土地利用計画

土地利用の種類		面積 (ha)	構成比 (%)
宅地	企業用地 (うち 緩衝緑地)	約 46.6 (うち 約 3.2)	82.2 (うち 約 5.6)
	鉄塔用地	約 0.1	0.2
	送電線下地	約 1.3	2.3
	計	約 48.0	84.7
公共用地	公園用地	約 1.7	3.0
	道路用地	約 5.1	9.0
	調整池用地	約 1.9	3.3
	計	約 8.7	15.3
合計		約 56.7	100.0



この地図は「15000分の1入間市全図」（令和3年12月）を使用して作成したものである。

凡例






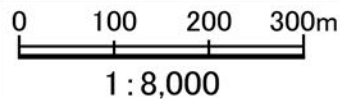
- | | | |
|---|---|--|
|  : 計画地 |  : 企業用地 |  : 公園 |
|  : 都県界 |  : 緩衝緑地 |  : 調整池 |
| |  : 送電線下地 |  : 区画道路 |
| |  : 鉄塔用地 |  : 歩行者専用道路 |

図2.6.1-1 土地利用計画図



2.6.2 想定される進出企業の業種

現時点で想定している進出企業の業種は、表2.6.2-1に示すとおりであり、製造業、流通業を想定している。

表2.6.2-1 想定される進出企業の業種

土地利用の種類	業種
想定される進出企業	製造業、流通業

2.6.3 造成計画

計画地は起伏の少ない平坦な地形を呈しており、主に調整池の切土と全体の盛土による造成を計画地内でバランスさせて行うため、残土は発生させない計画である。

2.6.4 道路計画

計画地内の企業用地の中央部に幅員約14.0mの区画道路を整備し、計画地北側の既存道路である入間市道幹37号線（幅員約7.3m）を幅員約11.0mへ拡幅、計画地東側の既存道路である入間市道幹36号線（幅員約12.0m）を幅員約13.5mへ拡幅して接続させることで、回遊性をもたせる計画である。

また、このほか計画地内で企業用地に接している区画道路は、幅員約8mで補完道路とする計画である。

2.6.5 供給施設計画

(1) 給水

埼玉県の大久保浄水場でつくられた県水と入間市の鍵山浄水場でつくられた自己水を受ける計画である。

(2) 電力供給

東京電力及び電力小売業者と協議し、計画地全域に電力を受ける計画である。

2.6.6 処理施設計画

(1) 汚水排水

企業用地内から発生する汚水排水は、進出企業ごとに汚水の排出量が異なるため、進出企業ごとに浄化槽等で個別処理を行い、調整池を経由して、窪堀に放流する計画である。

(2) 雨水排水

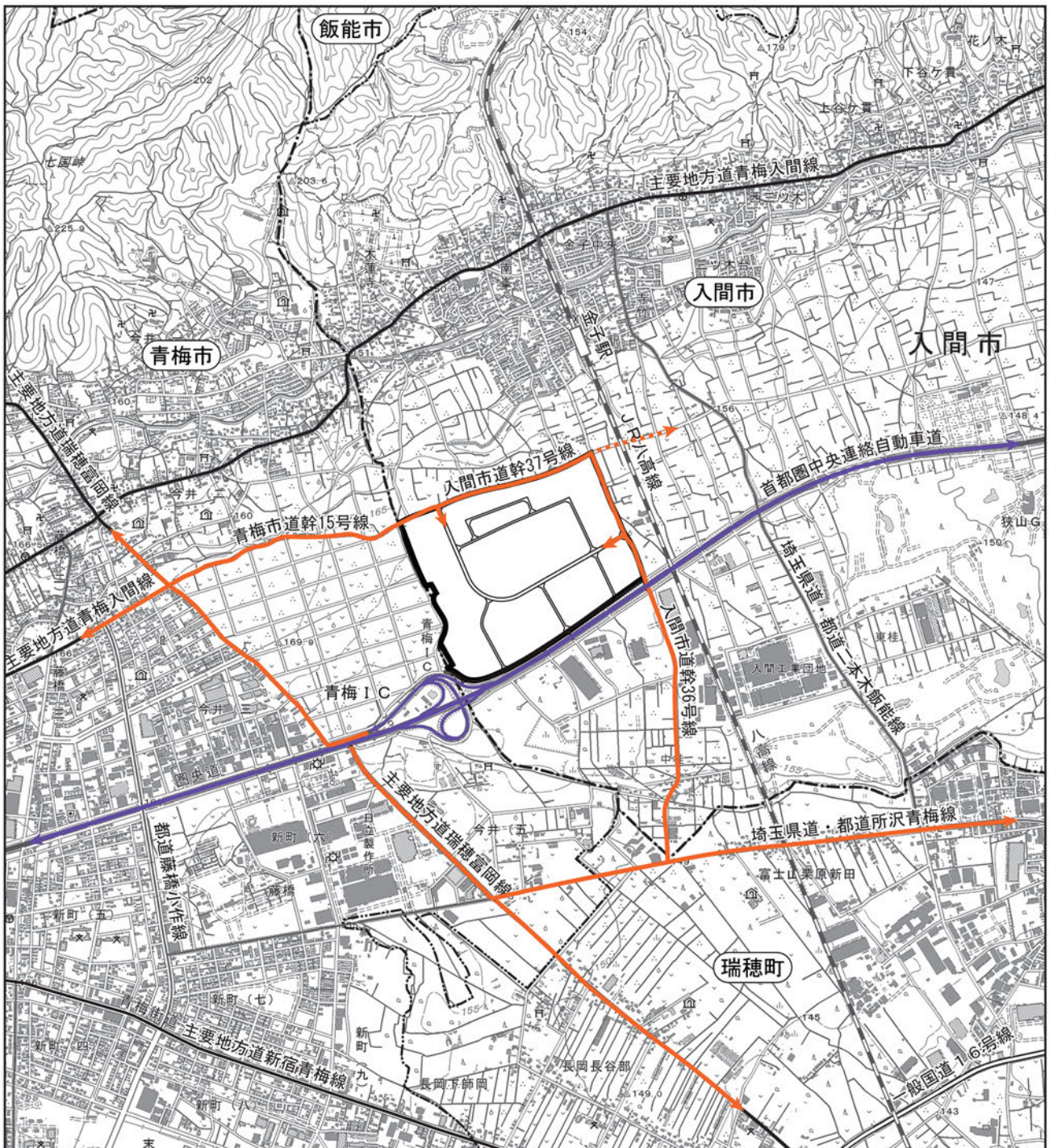
雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池において雨水流出量の抑制を図り、地区外の既設の暗渠又は側溝等から窪堀に放流する計画である。

2.6.7 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、各立地企業において、個別に適正に処理を行う。

2.6.8 交通計画

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図2.6.8-1に示すとおりであり、圏央道の青梅 I C から、計画地北側の入間市道幹37号線及び東側の入間市道幹36号線を経由して計画地に至る経路を予定している。

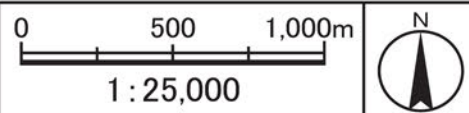


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路（圏央道）（大型車、小型車）
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（大型車、小型車）
- ⋯↔ : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（小型車）

図2.6.8-1 関係車両の主要な走行経路(供用時)



2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

工事工程は表2.7.1-1に示すとおりである。

表2.7.1-1 工事工程

項目 \ 年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
準備・防災工事	■						
土工事		■	■				
調整池・排水工事		■	■				
道路工事		■	■				
公園工事		■	■	■	■		
付帯工事		■	■	■	■		
進出企業建設工事				■	■	■	■

備考：実施期間は現在の予定であり、変更する可能性がある。

2.7.2 資材運搬等の車両の走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図2.7.2-1に示すとおりであり、圏央道の青梅ICから、計画地北側の入間市道幹37号線及び東側の入間市道幹36号線を経由して計画地に至る経路を予定している。



この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例







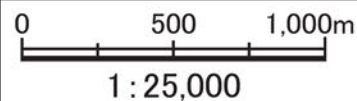
-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 関連車両の主要な走行経路（圏央道）（大型車、小型車）
-  : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（大型車、小型車）
-  : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（小型車）

図2.7.2-1 関係車両の主要な走行経路(工事中)



2.7.3 工事中における環境保全対策

工事にあたっては以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく。

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 計画地内の工事用道路については、造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることによる粉じんの発生を抑制する。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 切土や盛土等の土木工事により裸地となる部分の速やかな転圧や必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生を抑制する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

(2) 騒音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 必要に応じて適切な場所で防音対策を講じる。

(3) 振 動

① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。

(4) 水 質、水循環

- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等へ集水して濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を計画地外に放流することで、放流水中の浮遊物質質量(SS)を低減する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止柵等を設置して、土砂流出を防止する。
- ・ 造成箇所は速やかに転圧等を施して、土砂流出を防止する。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。

(5) 生物（動物、植物、生態系）

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植等の環境保全措置を検討する。
- ・ 夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。
- ・ 「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成11年3月、埼玉県）に基づき、埼玉県環境科学国際センター（生物多様性センター）より、計画地は推定高利用域内（オオタカ営巣地から半径1,500m内）」の範囲内にあり、開発行為に対しては以下の配慮をお願いされている。

- ① 非繁殖期（9月～12月）の工事の実施
- ② 採餌場所の消失、分断化等に注意

③ 低騒音の機器の使用

このため、①～③に基づき、計画地の採餌場所に留意して、オオタカ等猛禽類について調査を実施し、工事中及び供用時の影響を軽減するための適切な環境保全措置を検討する。

(6) 自然とのふれあいの場

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに利便性の向上に資するよう、計画地内に緑地等を整備する。

(7) 廃棄物等

- ・ 造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

(8) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

第3章 調査項目

第3章 調査項目

3.1 環境影響要因の把握

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境の影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を抽出した。

工事中における影響評価要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事があげられる。

また、供用時における環境影響要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生があげられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表3.1-1に示すとおりである。

表3.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在・供用	造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生

3.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的状況及び社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地」及び「流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表3.2-1に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、廃棄物等及び温室効果ガス等の15項目を選定した。

表3.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

環境要因の区分		環境影響要因	工事			存在・供用					
			の建設稼働	車両の走行	資材の搬入等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目							工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設	
		環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●	
二酸化硫黄又は硫黄酸化物								●			
浮遊粒子状物質	◎			◎				●		●	●
微小粒子状物質				◎				●		●	●
炭化水素				◎				◎		●	●
粉じん	●			●	●						
水銀等(水銀及びその他化合物)								×			
その他の大気質に係る有害物質等								●			
騒音・低周波音	騒音		●	●				●		●	●
	低周波音							●			
振動	振動		●	●				●		●	●
	臭気指数又は臭気の濃度							●			
悪臭	特定悪臭物質										
	水質		公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					●	●	
浮遊物質						●					
窒素及びリン								●			
水温											
水素イオン濃度						◎					
溶存酸素量											
その他の生活環境項目											
健康項目等								●			
底質			強熱減量								
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
底質に係る有害物質等							●				
水象	地下水の水質							×			
	地下水の水質に係る有害項目										
	河川等の流量、流速及び水位						●				
	地下水の水位及び水脈					×					
土壌	温泉及び鉱泉										
	堤防、水門、ダム等の施設										
地盤	土壌に係る有害項目						×				
	地盤沈下					×					
地象	土地の安定性				×	×					
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)					×					
	表土の状況及び生産性					×					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●		●					
		保全すべき種			●	●					
	植物	植生及び保全すべき群落			●	●					
		緑の量					×				
生態系	地域を特徴づける生態系		●		●						
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	●				
		眺望景観				●					
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		●		●	●	○	○	◎	◎
	史跡・文化財	指定文化財等					×				
		埋蔵文化財					●				
	日照障害	日影の状況					●				
	電波障害	電波受信状況					×				
	風害	局所的な風の発生状況									
	光害	人工光又は工作物による反射光									
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	●		
残土					×						
雨水及び処理水							●	●			
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●	●			●	●	●	●	
	オゾン層破壊物質						×				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×						

備考 ●:標準的に選定する項目

◎:標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目

○:事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目

×:標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回しない項目

3.3 項目選定の理由

本事業における調査・予測・評価の項目として選定した理由は、表3.3-1(1)～(3)に、選定しない理由は表3.3-2(1)、(2)に示すとおりである。

表3.3-1(1) 調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う二酸化硫黄又は硫黄酸化物の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	微小粒子状物質	工事中において、資材運搬等の車両の走行に伴う微小粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う微小粒子状物質の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	炭化水素	工事中において、資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う炭化水素の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
粉じん	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う粉じんの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴うその他の大気質に係る有害物質等を含む排ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	低周波音	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

表3.3-1(2) 調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由	
振動	振動	工事中において、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う振動の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられることから、調査・予測・評価の項目として選定する。	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は汚水処理施設又は合併浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		浮遊物質	工事中において、造成工事の際の降雨等による濁水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		窒素及び燐	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は汚水処理施設又は合併浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		水素イオン濃度	工事中において、コンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	底質	健康項目等	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は汚水処理施設又は合併浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
	底質に係る有害物質等	存在・供用時において、進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は汚水処理施設又は合併浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画であるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用時において、造成地の存在及び施設の存在により雨水流出量の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
動物	保全すべき種	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う生息環境の変化による保全すべき種への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
		存在・供用時において、造成地の存在に伴う生息環境の変化による保全すべき種への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中において、造成等の工事に伴う生育環境の変化による保全すべき種、植生及び保全すべき群落への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
		存在・供用時において、造成地の存在に伴う生育環境の変化による保全すべき種及び保全すべき群落への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
		存在・供用時において、造成地の存在による地域を特徴づける生態系への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）、眺望景観	存在・供用時において、造成地の存在及び施設の存在による景観資源への影響、並びに、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。	

表3.3-1(3) 調査・予測・評価の項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、並びに、自然とのふれあいの場への利用経路への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、造成地の存在、進出企業の施設の存在、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、並びに、自然とのふれあいの場への利用経路への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用時において、造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地への影響が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
日照障害	日影の状況	存在・供用時において、進出企業の施設の存在に伴う周辺農地への日照障害の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物、雨水及び処理水	工事中において、造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生、並びに、雨水及び処理水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働による廃棄物の発生、並びに、雨水及び処理水の発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。
		存在・供用時において、進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生による温室効果ガスの発生が考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定する。

表3.3-2(1) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
大気質	水銀等（水銀及びその化合物）	石炭火力発電所、廃棄物焼却施設等の水銀等を排出する企業の誘致・進出は想定していないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
水質	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目
水象	地下水の水位及び水脈	存在・供用時において、地下水汚染は不適切な管理や事故等による漏えいにより生じるものであり、進出企業には、適切な管理や事故防止を徹底させることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
土壌	土壌に係る有害物質	計画区域及び周辺地域は主に畑地として利用されており、湧水や井戸はない。また、地下水を大量に揚水する企業の誘致・進出は想定していないことから、地下水の水位及び水脈については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
地盤	地盤沈下	存在・供用時において、土壌汚染は不適切な管理や事故等による漏えいにより生じるものであり、進出企業には、適切な管理や事故防止を徹底させることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
		計画区域及び周辺地域は火山灰台地に位置し、一部に浅い谷地形があるが、火山灰岩石（ローム）が広く分布しており、軟弱地盤は分布していない。また、県の調査によると、計画区域及び周辺地域には問題となる地盤沈下は発生していないことから、地盤沈下については、調査・予測・評価の項目として選定しない。

表3.3-2(2) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
地象	土地の安定性	計画地は平坦な地形を呈する畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	計画地内には重要な地形及び地質は存在しないため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	表土の状況及び生産性	計画地における立地企業は主に製造業、流通業としての土地利用を計画しており、農地等の利用は想定しないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
植物	緑の量	計画地は主に畑地等であり、都市的地域には該当しないことから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	計画地内には指定文化財等は存在しないため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
電波障害	電波受信状況	計画地における立地企業は主に製造業、流通業であり、高層建築物の設置を行わないこと、さらに、本事業は土地区画整理事業であり、電波障害対策は各立地企業が建築物の高さを考慮し、個別に実施することとなるため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
廃棄物等	残土	計画地は起伏の少ない平坦な地形を呈しており、主として盛土により造成を行い、残土は発生させない計画のため、調査・予測・評価の項目として選定しない。
温室効果ガス	オゾン層破壊物質	存在・供用時において、オゾン層破壊物質の排出は、不適切な管理や事故等による漏えいにより生じるものであり、進出企業には、適切な管理や事故防止を徹底させることから、調査・予測・評価の項目として選定しない。
放射線の量	放射線の量	計画地周辺における空間線量率の測定結果は低い値を示しており、工事中において、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施し、周辺地域への拡散・流出による影響は軽微であると考えられるため、調査・予測・評価の項目として選定しない。

第4章 調査方法

第4章 調査方法

環境影響評価項目として選定した各項目の現況調査、予測及び評価の方法は、以下に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現況調査（現地調査）を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場及び日照阻害の12項目である。

各項目の現地調査の概要は表4-1(1)、(2)に示すとおりである。なお、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガスについては、現況調査を実施しない。

表4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点	
大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 炭化水素（非メタン炭化水素） 微小粒子状物質（PM2.5）	4季×7日間連続測定	計画地内1地点	
	粉じん（降下ばいじん）	4季×1か月間測定	計画地内1地点	
	大気質に係る有害物質等（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）	4季×1日	計画地内1地点	
	沿道環境大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素（非メタン炭化水素）	4季×7日間連続測定	沿道6地点
		微小粒子状物質（PM2.5）	4季×7日間連続測定	沿道2地点
	気象	地上気象（風向、風速）	4季×7日間連続測定	計画地内1地点
騒音・低周波音	騒音	環境騒音の騒音レベル（LA5、LA50、LA95、LAeq）	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	計画地内2地点
		道路交通騒音の騒音レベル（LA5、LA50、LA95、LAeq）	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	沿道6地点
	低周波音	低周波音音圧レベル（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	計画地内2地点（環境騒音と同地点）
	道路交通	自動車交通量（大型車、小型車、自動二輪車）	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	沿道6地点

表4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
振動	振動	環境振動の振動レベル (L10、L50、L90)	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	計画地内2地点
		道路交通振動の振動レベル (L10、L50、L90)	年2回(平日、休日) 各1日24時間測定	沿道6地点 (道路交通騒音と 同地点)
		地盤卓越振動数	年1回	沿道6地点 (道路交通騒音と 同地点)
悪臭	悪臭	臭気指数(濃度)	年1回(夏季)	計画地内2地点
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量、 窒素及びリン	4季各1回	放流先水路2地点
		浮遊物質量 水素イオン濃度	通常時:4季各1回 降雨時:2回	放流先水路2地点
		健康項目等	2季(夏季、冬季) 各1回	放流先水路2地点
	底質	底質に係る有害物質等	2季(夏季、冬季) 各1回	放流先水路2地点
	その他	土壌の性状(土壌沈降試験)	年1回	計画地内1地点
水象	河川	河川流量、流速及び水位	通常時:4季各1回 降雨時:2回	放流先水路2地点
動物	動物	哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季 各1回	計画地及び周辺約 200mの範囲
		鳥類(全般)	春季、初夏(繁殖期)、 夏季、秋季、冬季 各1回	
		鳥類(猛禽類)	繁殖期:月2回 非繁殖期:月1回	定点観察調査 (計画地及び周辺 約1.5kmの範囲)
		両生類、爬虫類、昆虫類	春季、夏季、秋季 各1回	計画地及び周辺約 200mの範囲
		魚類、底生動物	春季、夏季、秋季、冬季 各1回	放流先水路2地点
植物	植物	植物相	早春季、春季、夏季、秋季 各1回	計画地及び周辺約 200mの範囲
		植物群落(植生)	夏季、秋季 各1回	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景観	景観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	春季、初夏、秋季、冬季 各1回	計画地周辺地域約 1kmの範囲
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の 資源、周辺環境、利用状 況、交通手段	春季、初夏、秋季、冬季 各1回	計画地周辺地域約 1kmの範囲
日照障害	日照障害	日影の状況	農作物の生育期(1回)	計画地及び周辺地 域

4.1 大気質

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 大気質の状況

(ア) 一般環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）、微小粒子状物質（PM2.5）、有害物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の濃度及び降下ばいじんの量とする。

(イ) 沿道環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）及び微小粒子状物質（PM2.5）の濃度とする。

イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温及び湿度の状況とする。

ウ. 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、道路交通の状況（自動車交通量）については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 大気質の状況

大気質の状況については、一般環境大気測定局及び沿道環境大気測定局の測定データを整理する。

(イ) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度については、一般環境大気測定局または気象観測所の測定データを整理する。大気安定度については、一般環境大気測定局の日射量、放射収支量データを基に求める。

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

大気質の状況（一般環境大気質、沿道環境大気質）及び気象の状況（地上気象（風向・風速））について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況（自動車交通量等）については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

(ア) 大気質の状況

一般環境大気質の現地調査方法は表4.1-1に、沿道環境大気質の現地調査方法は表4.1-2に示すとおりである。

表4.1-1 一般環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査（測定）方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法
炭化水素 （非メタン炭化水素）	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通達）に定める方法
微小粒子状物質 （PM2.5）	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に定める方法
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号）に定める方法
降下ばいじん	ダストジャー採取、重量法

表4.1-2 沿道環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査（測定）方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法
炭化水素 （非メタン炭化水素）	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通達）に定める方法
微小粒子状物質 （PM2.5）	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に定める方法

(イ) 気象の状況

気象の状況の現地調査方法は、表4.1-3に示すとおりである。

表4.1-3 気象の現地調査方法

調査項目	調査（測定）方法	観測高さ
地上気象（風向、風速）	「地上気象観測指針」（気象庁）に定める方法	地上約10m

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 大気質の状況

調査地域・地点は、一般環境大気測定局（一般局）である入間観測所及び飯能観測所、沿道環境大気測定局である国設入間自動車交通環境測定局（自排局）とする。

(イ) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度の調査地域・地点は、計画地最寄りの気象観測所である青梅地域気象観測所とする。大気安定度（日射量、雲量）は、日射量、雲量の測定を行っている計画地最寄りの東京管区气象台とする。

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 大気質の状況

a. 一般環境大気質

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図4.1-1に示すとおり、計画地

周辺地域の畑地等の環境を代表し、周辺に他の発生源がない、かつ住宅が分布する付近の計画地内の1地点とする。

b. 沿道環境大気質

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である圏央道青梅 I C、入間市道幹37号線、入間市道幹36号線等を経由し、計画地に至る経路とする。

調査地点は、図4.1-1に示すとおり、各道路沿道の計6地点とする。

なお、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については計画地及び周辺地域の沿道環境を代表し、主要な走行経路である入間市道幹37号線沿道の1地点（番号1）、入間市道幹36号線沿道の1地点（番号3）とする。

(イ) 気象の状況

地上気象（風向、風速）の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

調査地点は、図4.1-1に示すとおり、計画地内の1地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

大気質の状況については最新年から過去5年間とし、気象については最新の1年間とする。

なお、当該1年間の風向、風速データが、平年と比べて異常でないことを確認するために、過去10年間分のデータを用いて異常年検定を行う。その他の項目については、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(7) 大気質の状況

a. 一般環境大気質

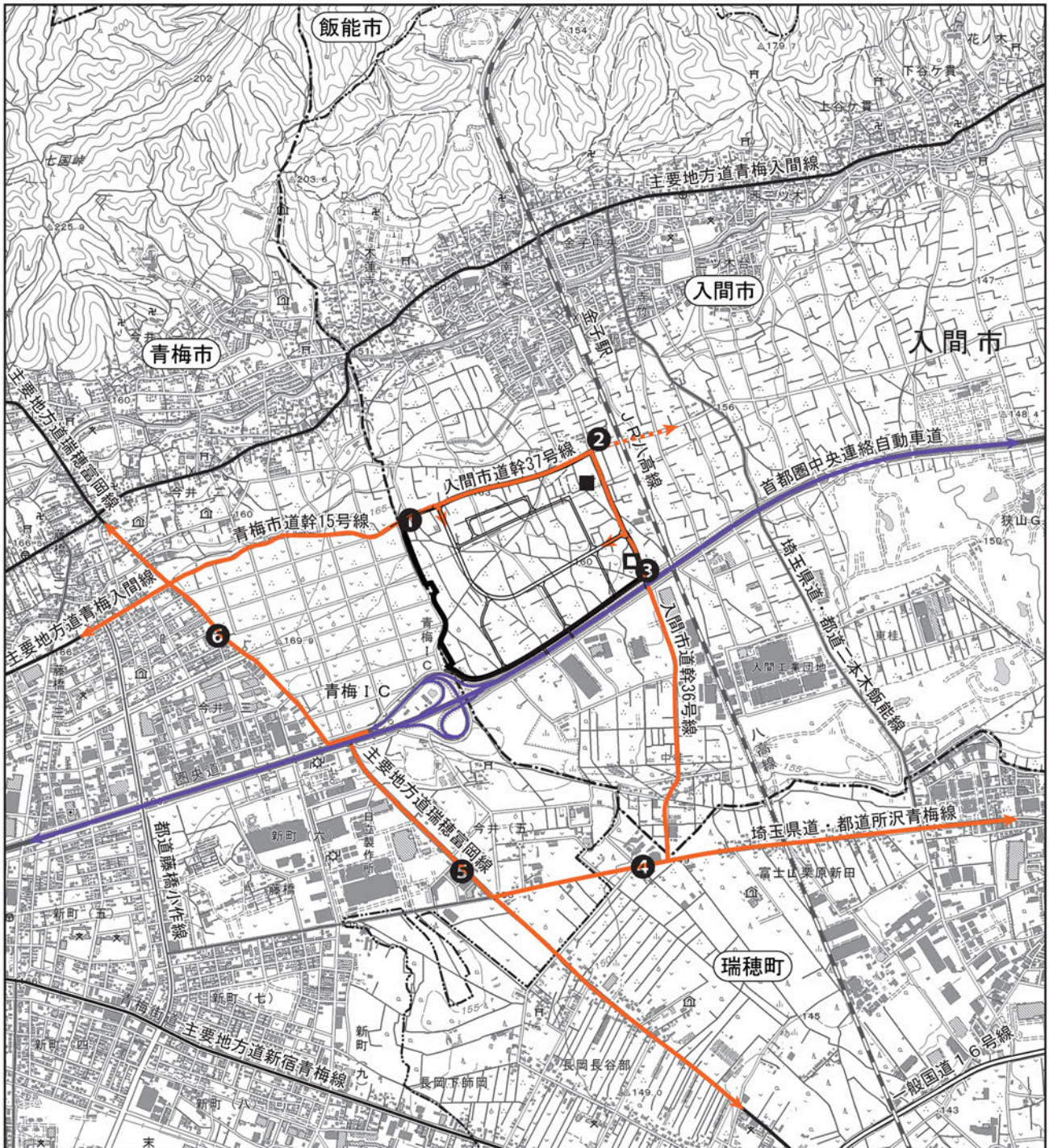
二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質は4季ごとに各7日間の連続測定、有害物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は4季ごとに各1日の測定、降下ばいじんは4季ごとに各1か月間の測定とする。

b. 沿道環境大気質

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質は4季ごとに各7日間の連続測定とする。

(イ) 気象の状況

地上気象（風向、風速）は4季ごとに各7日間の連続測定（一般環境大気質と同時期）とする。

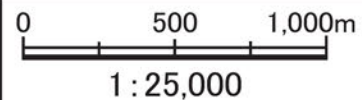


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路（圏央道）（大型車、小型車）
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（大型車、小型車）
- ⋯↔ : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（小型車）
- : 一般環境大気質の調査地点
- : 沿道環境大気質の調査地点
- : 気象の調査地点

図4.1-1 大気質及び気象の現地調査地点



(2) 予 測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度（長期平均濃度）の変化の程度とする。
また、粉じんについては、降下ばいじん量が「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」以下であれば不快感の目安を大きく下回る*とされていることから、降下ばいじんの量を予測項目とする（以下、同様）。

※：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所）による。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度（長期平均濃度）の変化の程度及び降下ばいじんの量とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測項目は、降下ばいじんの量とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素（長期平均濃度）、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の濃度（長期平均濃度、短期高濃度）の変化の程度とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度（長期平均濃度）の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、大気拡散式（プルーム、パフ式）を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所）に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度については、工事計画から車両台数を設定し、大気拡散式（プルーム、パフ式）を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年

3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所)に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から排出条件を設定し、拡散計算または、類似事例の解析を参考に予測を行う。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、大気拡散式（プルーム、パフ式）を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺地域とする（降下ばいじんについては、計画地周辺地域とする）。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測地点は、沿道環境大気質の現地調査地点と同地点とし、道路端から約200mの範囲とする（降下ばいじんについては、計画地周辺地域とする）。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測地域は、計画地周辺地域とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺地域とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

「イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

造成工事の最盛期とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

大気質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、環境基本法による大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 計画地内の工事用道路については、造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることによる粉じんの発生を抑制する。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 供用後の進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底するよう指導する。

4.2 騒音・低周波音

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 騒音の状況

(ア) 環境騒音

調査項目は、環境騒音の騒音レベル（LA5、LA50、LA95、LAeq）とする。

(イ) 道路交通騒音

調査項目は、道路交通騒音の騒音レベル（LA5、LA50、LA95、LAeq）とする。

イ. 低周波音の状況

調査項目は、低周波音音圧レベル（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）とする。

ウ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

エ. 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

オ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の騒音・低周波音の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

(ア) 騒音の状況

道路交通騒音の騒音レベル（LAeq）について、自動車交通騒音実態調査結果等の既存資料データを整理する。

(イ) 道路交通の状況

自動車交通量について、道路交通センサ等の既存資料データを整理する。

(ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の騒音・低周波音の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

騒音の状況（環境騒音、道路交通騒音）、低周波音の状況及び道路交通の状況について、現地調査を実施する。

(ア) 騒音の状況

環境騒音の騒音レベル（LA5、LA50、LA95、LAeq）及び道路交通騒音の騒音レベル（LA5、LA50、LA95、LAeq）について、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）に定める「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に準じて、計量法第71条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

(イ) 低周波音の状況

低周波音音圧レベル（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）について、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁）に準じて測定する。

(ウ) 道路交通の状況

自動車交通量を、ハンドカウンターを用いて、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。併せて、道路構造を現地確認する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

騒音の状況及び道路交通の状況の調査地域は、計画地周辺地域とする。また、音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 騒音の状況

a. 環境騒音

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図4.2-1に示すとおり、計画地周辺地域における環境騒音を代表して把握できる計画地南側の1地点及び計画地周辺地域における環境騒音を代表して把握でき、かつ住宅が分布する計画地北側の1地点とする。

b. 道路交通騒音

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である圏央道青梅IC、入間市道幹37号線、入間市道幹36号線等を経由し、計画地に至る経路とする。調査地点は、図4.2-1に示すとおり、各道路沿道の計6地点とする。

(イ) 低周波音の状況

調査地域・地点は、環境騒音と同様とする。

(ウ) 道路交通の状況

調査地域は、道路交通騒音と同様とする。調査地点は、道路交通騒音の調査地点と同地点の道路断面とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 騒音の状況

a. 環境騒音

調査期間・頻度は、年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする。

b. 道路交通騒音

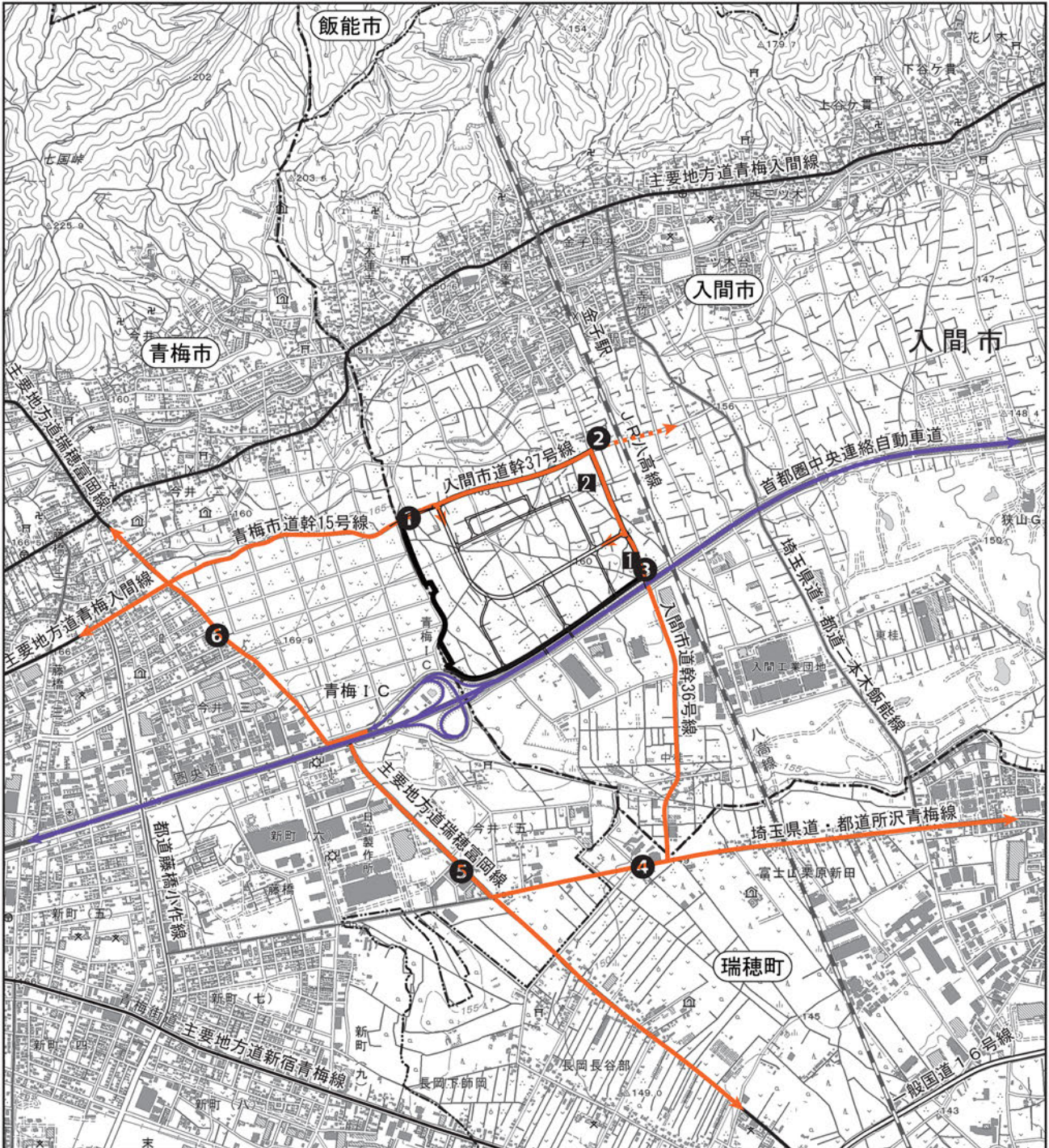
調査期間・頻度は、年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする。

(イ) 低周波音の状況

調査期間・頻度は、年2回（平日、休日）、各1日4回測定（6～22時：3回、22～6時：1回）とする（環境騒音と同日）。

(ウ) 道路交通の状況

自動車交通量の調査期間・頻度は、年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする（道路交通騒音と同時）。

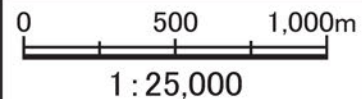


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 環境騒音・低周波音・振動の調査地点
- : 都県界
- : 市町界
- : 関連車両の主要な走行経路（圏央道）（大型車、小型車）
- : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（大型車、小型車）
- : 関連車両の主要な走行経路（主要地方道、市道）（小型車）

図4.2-1 騒音・振動、自動車交通量の現地調査地点



(2) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、建設騒音の騒音レベル（LA5）及び環境騒音の騒音レベル（LAeq）とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音の騒音レベル（LAeq）の変化の程度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、施設騒音の騒音レベル（LA5）及び環境騒音の騒音レベル（LAeq）とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音の騒音レベル（LAeq）の変化の程度とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測項目は、低周波音音圧レベルの変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

工事計画から車両台数を設定し、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”（日本音響学会誌75巻4号）」（平成31年4月、一般社団法人日本音響学会）を用いて予測を行う。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて騒音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”（日本音響学会誌75巻4号）」（平成31年4月、一般社団法人日本音響学会）を用いて予測を行う。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて低周波音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は周辺住宅とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

騒音・低周波音の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、環境基本法による騒音に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 必要に応じて適切な場所で防音対策を講じる。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底するよう指導する。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

- ・ 各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。

4.3 振動

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 振動の状況

(ア) 環境振動

調査項目は、環境振動の振動レベル（L10、LA50、L90）とする。

(イ) 道路交通振動

調査項目は、道路交通振動の振動レベル（L10、LA50、L90）とする。

イ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

ウ. 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

調査項目は、振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。なお、道路交通の状況（自動車交通量）については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 振動の状況

道路交通振動の振動レベル（L10）について、自動車交通振動実態調査結果等の既存資料データを整理する。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況について、表層地質図等の既存資料を整理する。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

振動の状況（環境振動、道路交通振動）及び振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況（地盤卓越振動数）について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況（自動車交通量等）については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

(7) 振動の状況

環境振動の振動レベル（L10、L50、L90）及び道路交通振動の振動レベル（L10、L50、L90）について、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月、総理府令第58号）に定める「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準じて、JIS C 1510に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況（地盤卓越振動数）

「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所）に示される方法に基づき、大型車単独走行時の振動加速度レベルを1/3オクターブバンド分析器により測定する。この測定結果から振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均して地盤卓越振動数を求める。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

振動の状況の調査地域は、計画地周辺地域とする。また、振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(7) 振動の状況

a. 環境振動

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。調査地点は、図4.2-1に示すとおり、計画地周辺地域における環境振動を代表して把握できる計画地南側の1地点及び計画地周辺地域における環境振動を代表して把握でき、かつ住宅が分布する計画地北側の1地点とする（「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査地点と同地点）。

b. 道路交通振動

調査地域は、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路である圏央道青梅IC、入間市道幹37号線、入間市道幹36号線等を経由し、計画地に至る経路とする。

調査地点は、図4.2-1に示すとおり、各道路沿道の計6地点とする（「4.2 騒音・低周

波音」の道路交通騒音の現地調査地点と同地点)。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

地盤卓越振動数の調査地域・地点は、道路交通振動と同様とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 振動の状況

a. 環境振動

調査期間・頻度は、年2回(平日、休日)、各1日24時間測定とする(「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査と同日)。

b. 道路交通振動

調査期間・頻度は、年2回(平日、休日)、各1日24時間測定とする(「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査と同日)。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数)

調査期間・頻度は、年1回、大型車単独走行時に10回測定する。

(2) 予 測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、建設振動の振動レベル（L10）及び環境振動の振動レベル（L10）とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動の振動レベル（L10）の変化の程度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、施設振動の振動レベル（L10）及び環境振動の振動レベル（L10）とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動の振動レベル（L10）の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝ば理論式を用いて予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

工事計画から車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所）の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて振動発生源ごとの振動レベルを設定し、振動の伝ば理論式を用いて予測を行う。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所）の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周

辺住宅とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住宅とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

建設機械の稼働による振動が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

振動の影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、振動規制法による規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるよう指導するとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底するよう指導する。

4.4 悪臭

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 悪臭の状況

調査項目は、臭気指数（濃度）とする。

イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温及び湿度の状況とする。

ウ. 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の臭気の発生源の状況、学校、病院その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、気象の状況（風向、風速、大気安定度、気温、湿度）については、「4.1 大気質」の既存資料調査結果を用いる。

(7) 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の臭気の発生源の状況、環境保全の配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

悪臭の状況（臭気指数（濃度））について、現地調査を実施する。

なお、気象の状況（地上気象（風向・風速））については、「4.1 大気質」の現地調査結果を用いる。

(7) 悪臭の状況

臭気指数（濃度）は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示

第63号)または「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に定める方法に準じて測定する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査地域は、計画地の環境の耕作地等の環境を代表し、周辺に他の発生源の影響が小さいと考えられる図4.4-1に示す計画地内の1地点、計画地周辺の民家に近い敷地境界付近の1地点の合計2地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 悪臭の状況

臭気指数(濃度)の調査期間・頻度は、夏季の1回とする。

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度とする。

② 予測方法

計画地内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から悪臭の排出条件を設定し、大気拡散式（プルーム・パフ式）を用いて予測、または、類似事例の解析を参考に予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域は、計画地周辺地域とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

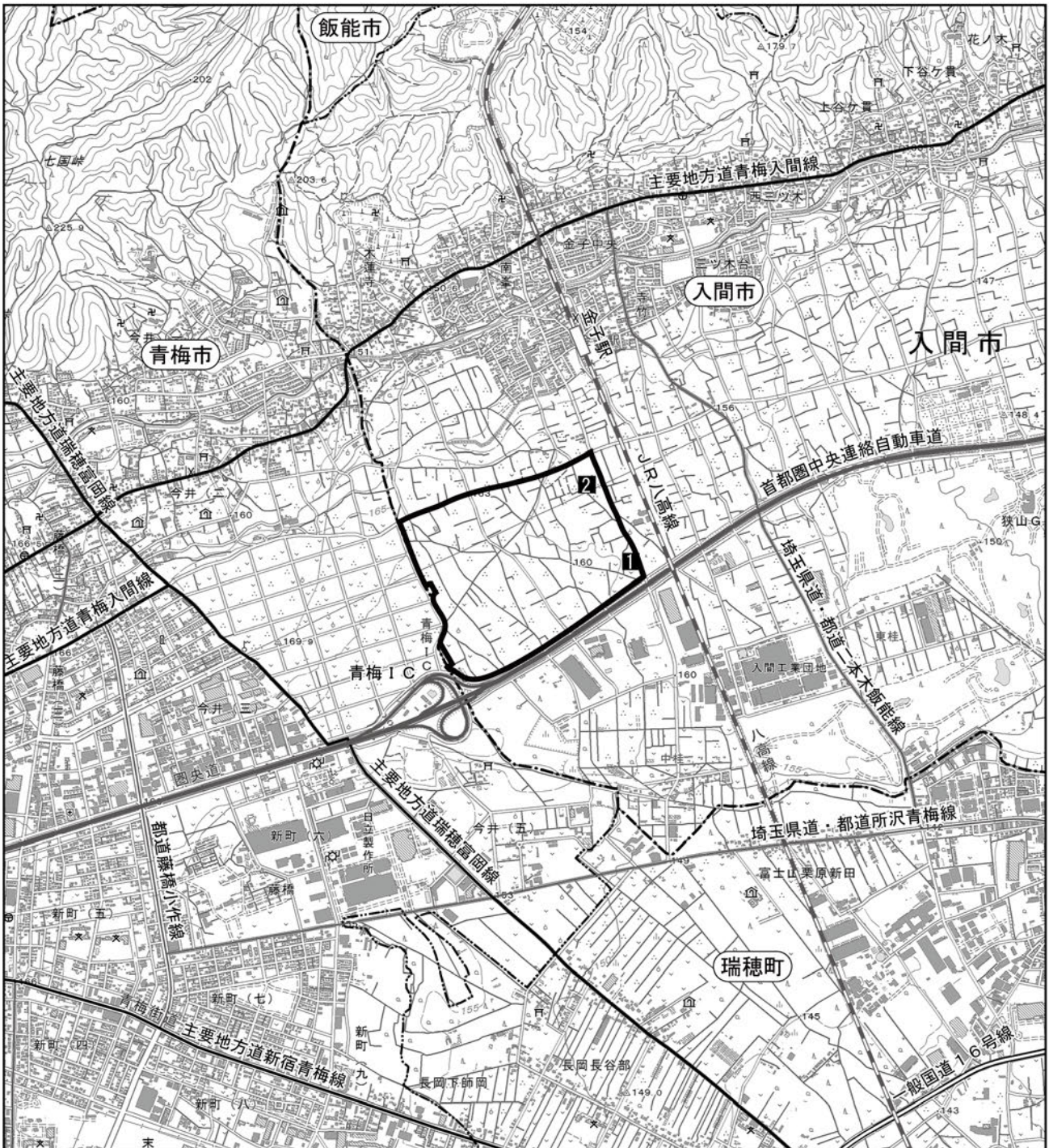
(3) 評 価

① 評価方法

悪臭の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、悪臭防止法による臭気指数（濃度）に係る規制基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 供用後の進出企業に対して悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。

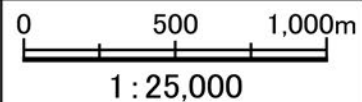


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 悪臭の調査地点
- : 都県界
- : 市町界

図4.4-1 悪臭の現地調査地点



4.5 水質

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 公共用水域の水質

調査項目は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素及び磷、水素イオン濃度並びに健康項目等とする。

イ. 底質

調査項目は、底質に係る有害物質等とする。

ウ. 水質の状況

調査項目は、河川等の流量とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、土壌特性、既存の発生源の状況、降水量、水及び水域利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、その他の予測・評価に必要な事項（降水量、水及び水域利用の状況）については、「4.6 水象」の既存資料調査結果を用いる。

(7) 公共用水域の水質

公共用水域の水質について、埼玉県環境白書等の既存資料を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の濁水やアルカリ排水の発生源の状況については、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

公共用水域の水質（浮遊物質量、水素イオン濃度）及び土壌特性について、現地調査を実施する。

なお、水質の状況（河川等の流量）については、「4.6 水象」の現地調査結果を用いる。

(7) 公共用水域の水質

浮遊物質量は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、水素イオン濃度は「JIS K 0102 12.1」に定める方法に準じて調査を行う。

(イ) 底質

「底質調査方法の改定について」（昭和63年9月、環水管第127号環境庁水質保全局長通知）に定める方法に準じて調査を行う。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

計画地内の土壌特性を把握するため、土壌沈降試験を実施する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 公共用水域の水質

調査地点は、霞川の青梅市境、流入河川等の八幡堀、久保堀の3地点とする。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域は、計画地及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 公共用水域の水質

調査地点は、計画地内及び計画地に隣接し、工事中における計画地からの排水の放流先となる水路とする。調査地点は、図4-5-1に示す2地点とする。

(イ) 底質

調査地域・地点は、公共用水質の調査と同地域・同地点とする。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

土壌特性の調査地点は、計画地内の1地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 公共用水域の水質

浮遊物質、水素イオン濃度の調査期間・頻度は、通常時に年4回（4季）、降雨時に年2回とする。生物化学的酸素要求量、窒素及び磷の調査期間・頻度は、通常時に年4回（4季）とする。健康項目等の調査期間・頻度は、通常時に年2回（夏、冬）とする。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

調査期間・頻度は、年1回とする。

(2) 予 測

① 予測内容

ア. 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度

予測項目は、浮遊物質濃度及び水素イオン濃度、健康項目等の濃度とする。

イ. 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度

予測項目は、生物化学的酸素要求量、窒素及びリン、健康項目等の濃度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う底質の変化の程度

予測項目は、底質に係る有害物質の濃度とする。

② 予測方法

ア. 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度

濁水発生防止対策及びアルカリ排水防止対策を明らかにすることにより、定性的に予測する。

イ. 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度

進出企業の業種や配置等を想定し、生物化学的酸素要求量、窒素及びリンの濃度については、規制値等から排水条件を設定し、完全混合式等を用いて予測する。

健康項目の濃度については、環境保全措置等を踏まえて、定性的に予測する。

ウ. 施設の稼働に伴う底質の変化の程度

底質に係る有害物質の濃度については、進出企業の業種や環境保全措置を明らかにすることにより、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

ア. 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度

予測地域・地点は、公共用水域の水質の現地調査の地域・地点と同様とする。

イ. 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度

予測地域・地点は、公共用水域の水質の現地調査の地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う底質の変化の程度

底質の現地調査の地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度

予測時期は、造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期とする。

イ. 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が定常状態に達した時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う底質の変化の程度

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が定常状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

水質への影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県生活環境保全条例による排水基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

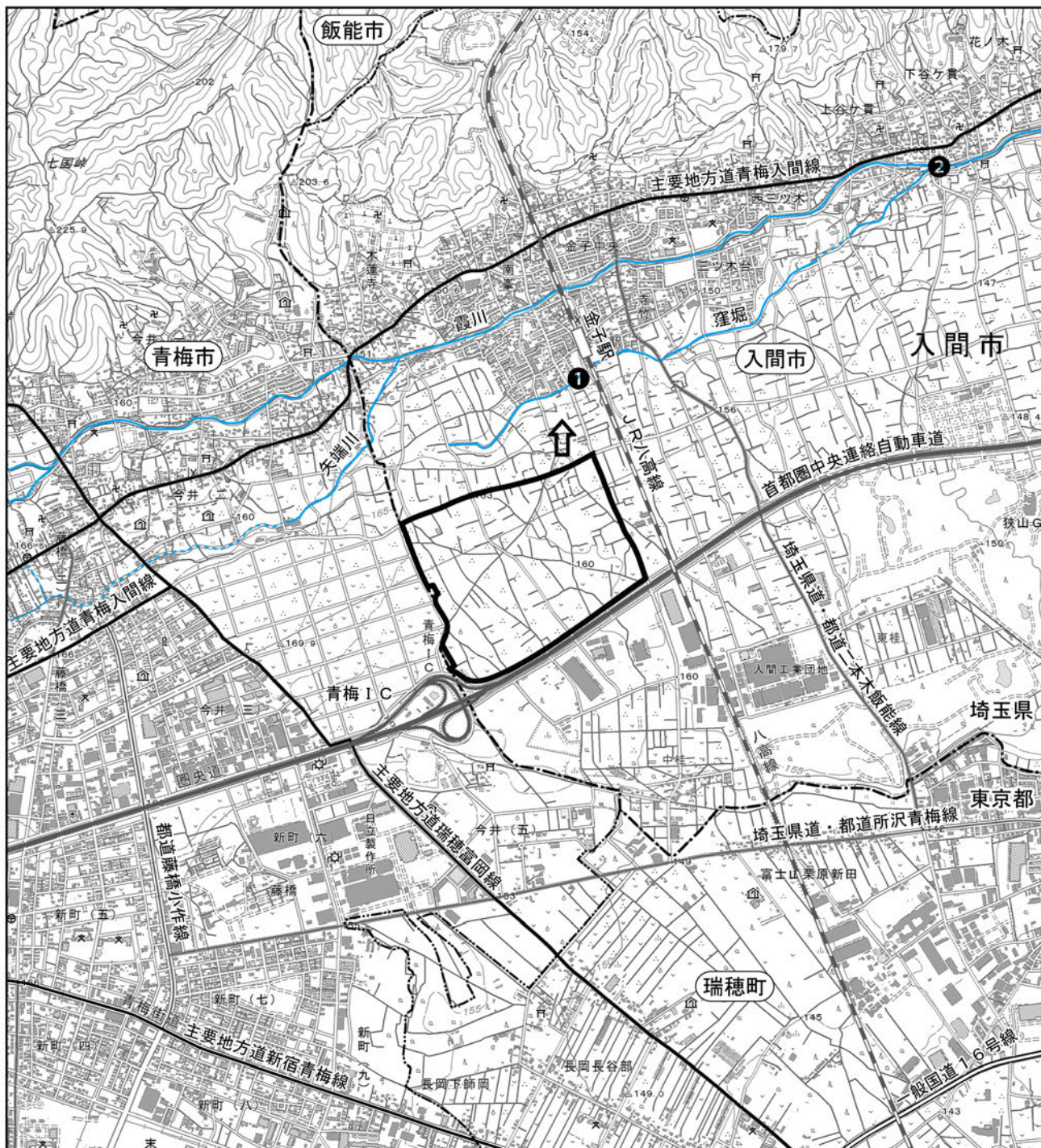
② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度

- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流して、放流水中の浮遊物質（SS）を低減する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止柵等を設置して、土砂流出を防止する。
- ・ 盛土箇所は速やかに転圧等を施して、土砂流出を防止する。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。

イ. 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度

- ・ 供用後の各進出企業に対して、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させる。
- ・ 水質の健康項目、底質に係る有害物質に関しては、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、適切な管理や事故防止、未然の公害発生防止対策の徹底に努めるように指導する。



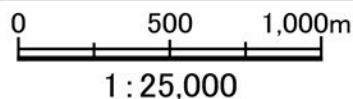
この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界

- : 河川、水路
- : 水質の調査地点
- ⇒ : 雨水放流方向（経路）

図4.5-1 水質の現地調査地点



4.6 水 象

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 河川等の流量、流速及び水位

調査項目は、河川等の位置、形状、流量、流速及び水位とする。

イ. 地下水の水位及び水脈

調査項目は、地下水の分布、水位とする。

ウ. 降水量等の状況

調査項目は、降水量、確率降水量とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の位置、形状については、地形図等の既存資料を整理する。

(イ) 地下水の水位及び水脈

地下水の水位等に影響を及ぼす地層・地質の状況については、地形図等の既存資料を整理する。

(ウ) 降水量等の状況

降水量及び確率降水量については、気象観測所の測定データを整理する。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴については、水利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の流量、流速及び水位について、「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定める方法に基づき測定する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査地域は、計画地及び周辺地域の水路、河川等とする。

(イ) 降水量等の状況

降水量等の調査地点は、計画地最寄りの気象観測所である青梅地域気象観測所とする。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域は、計画地及び周辺地域の水路、河川等とする。

イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査地域は、計画地内及び計画地に隣接し、計画地からの雨水排水の放流先となる水路等とする。調査地点は、図4.5-1に示すとおり、これらの水路の2地点とする（「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査地点と同地点）。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査期間・頻度は、通常時に年4回、降雨時に年2回とする（「4.5 水質」の公共用水域の水質の現地調査と同日）。

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位等の変化の程度とする。

② 予測方法

事業計画から雨水の浸透能の変化の程度等を明らかにし、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地及び周辺地域とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の施設の完成後とする。

(3) 評 価

① 評価方法

水象への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、水象の保全に係る計画や指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図るよう指導していく。

4.7 動物

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 動物相の状況

調査項目は、生息種及び動物相の特徴とする。

イ. 保全すべき種の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、その他の貴重種及び地域住民そのほかの人と関わりのある種に留意して抽出して保全すべき種の状況とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷、地域住民その他の人との関わり方の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

動物相の状況、保全すべき種の状況、その他の予測・評価に必要な事項については、調査地域の動物相に関する既存資料を整理する。

イ. 現地調査

動物相の状況（哺乳類、鳥類、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物）、保全すべき種の状況について、現地調査を実施する。

(7) 動物相の状況

調査地域内を踏査し、出現する動物を記録する。昆虫類等、現地で同定できない場合は、標本として持ち帰り、室内で同定を行う。現地調査方法の詳細は、表4.7-1(1)、(2)に示すとおりである。

表4.7-1(1) 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法	
哺乳類	目撃法	調査範囲内を任意に踏査し、哺乳類の姿を目視により種の確認を行い、確認した場所の状況と合わせて記録を行う。
	フィールドサイン法	調査範囲内を任意に踏査し、足跡、糞、食痕等のフィールドサインにより種の確認を行い、確認した場所の状況と合わせて記録を行う。
	トラップ法*	調査地域内に調査地点を設定し、ライブトラップを用いて小型哺乳類を捕獲し、種の確認を行う。
	夜間調査	調査範囲内を任意に踏査し、目視のほか、バットディテクターを用いてコウモリ類の確認を行う。

*トラップ法については、農閑期にあたる冬季のみ実施する。

表4.7-1(2) 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法	
鳥類	ラインセンサス法	調査範囲内に調査ルートを設定し、ルート上を時速1.5～2km程度の速度で歩きながら、出現した鳥類を確認し、記録を行う。
	定点観察法	調査範囲内の広く見渡せる地点に調査定点を設定して、出現した鳥類を確認し、記録を行う。
	任意観察法	調査範囲内を任意に踏査し、出現した鳥類の種の確認を行い、確認した場所の状況と合わせて記録を行う。
猛禽類	定点観察法	調査範囲は計画地から約1.5kmの範囲とし、調査範囲内の広く見渡せる地点に調査定点を設定して、出現した鳥類を確認し、記録を行う。
両生類・爬虫類	任意観察法	調査範囲内を広く踏査し、成体、幼体、幼生、卵等の目視のほか、鳴き声、脱皮殻等により、両生類・爬虫類の種の確認を行い、確認した場所の状況と合わせて記録を行う。
昆虫類	任意採集法	調査範囲内で出現した昆虫類を目視確認のほか、捕虫網で草を払うスウィーピングや枝・葉下に網を広げて枝・葉をたたいて昆虫を落として捕獲するビーティング等も適宜実施して、昆虫類を採集し、種の確認を行い、確認した場所の状況と合わせて記録を行う。
	ベイトトラップ法	調査地域内に調査地点を設定し、誘引物として餌（黒蜜等）を入れたコップを縁が地面と同じ高さになるように地中に埋めて、餌に誘引された地上徘徊性の昆虫類を落下させて採集する。設置は日中に設置し、1晩設置後翌朝回収を行う。
	ライトトラップ法	調査地域内に調査地点を設定し、光に誘引される走光性の昆虫類を捕獲する。
魚類	タモ網等による採捕調査及び目視観察により種を記録する。	
底生動物	サーバーネット及びタモ網等により採集し、出現種を確認する。	

(イ) 保全すべき種の状況

計画地及び周辺地域において注目すべき種として、主に畑等の耕作地を主体とした環境に依存する種により構成される当地域の動物相に留意して調査を行う。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

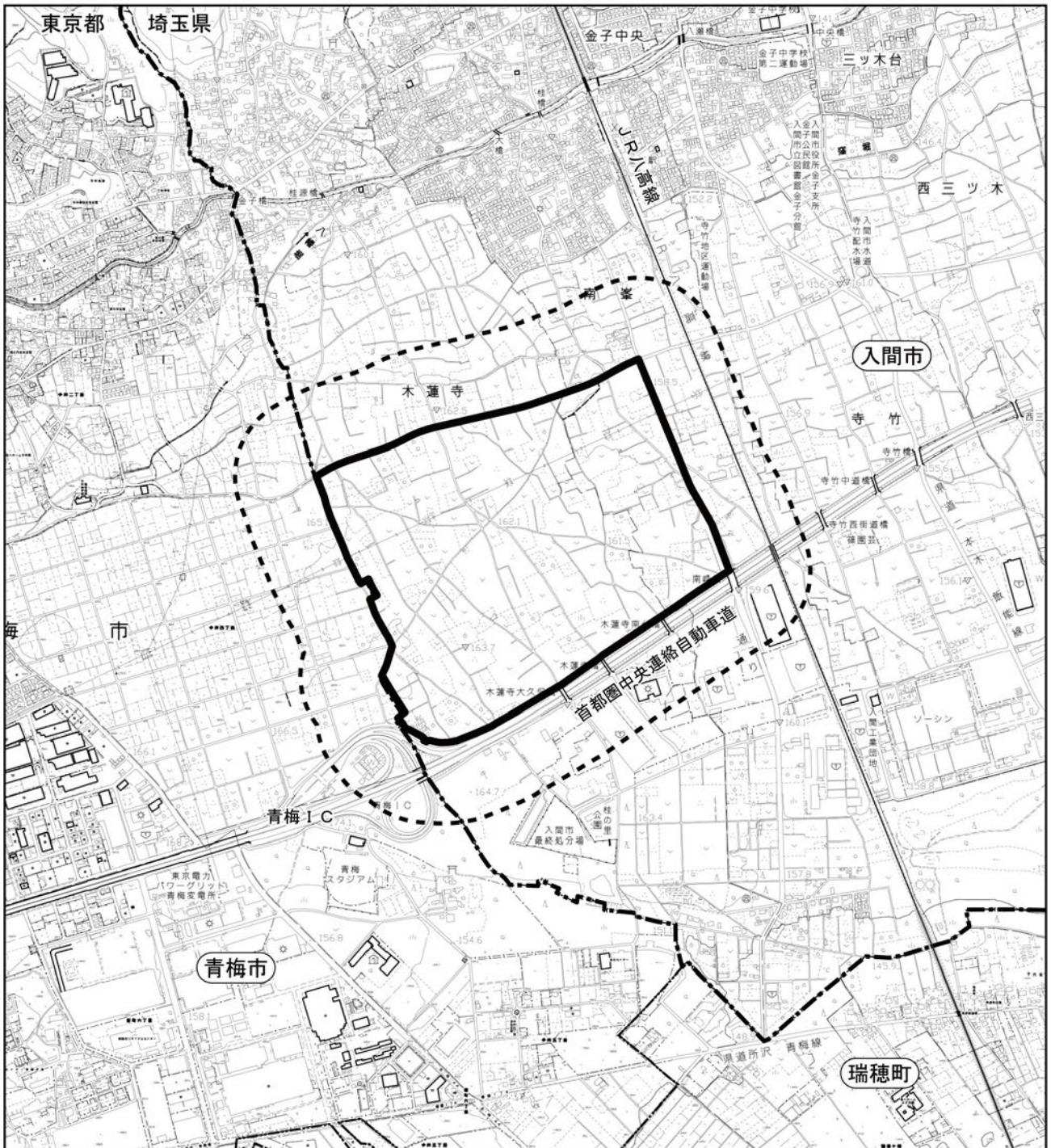
既存資料調査の調査地域は、計画地及び周辺地域約2km程度の範囲を基本とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図4.7-1(1)に示すとおり、計画地及び周辺地域約200mの範囲を基本とする。

また、猛禽類の調査範囲は、図4.7-1(2)に示すとおり、計画地から約1.5kmの範囲とする。但し、計画地及び周辺を利用するオオタカの営巣地が判明した場合は、「埼玉県オオタカ等保護指針」等に基づき、営巣地から1.5kmの範囲とする。

なお、魚類、底生動物の調査地点は、放流する窪堀とする。



この地図は「15000分の1入間市全図」（令和3年12月）を使用して作成したものである。

凡例





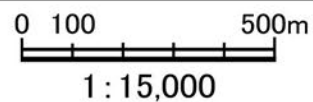
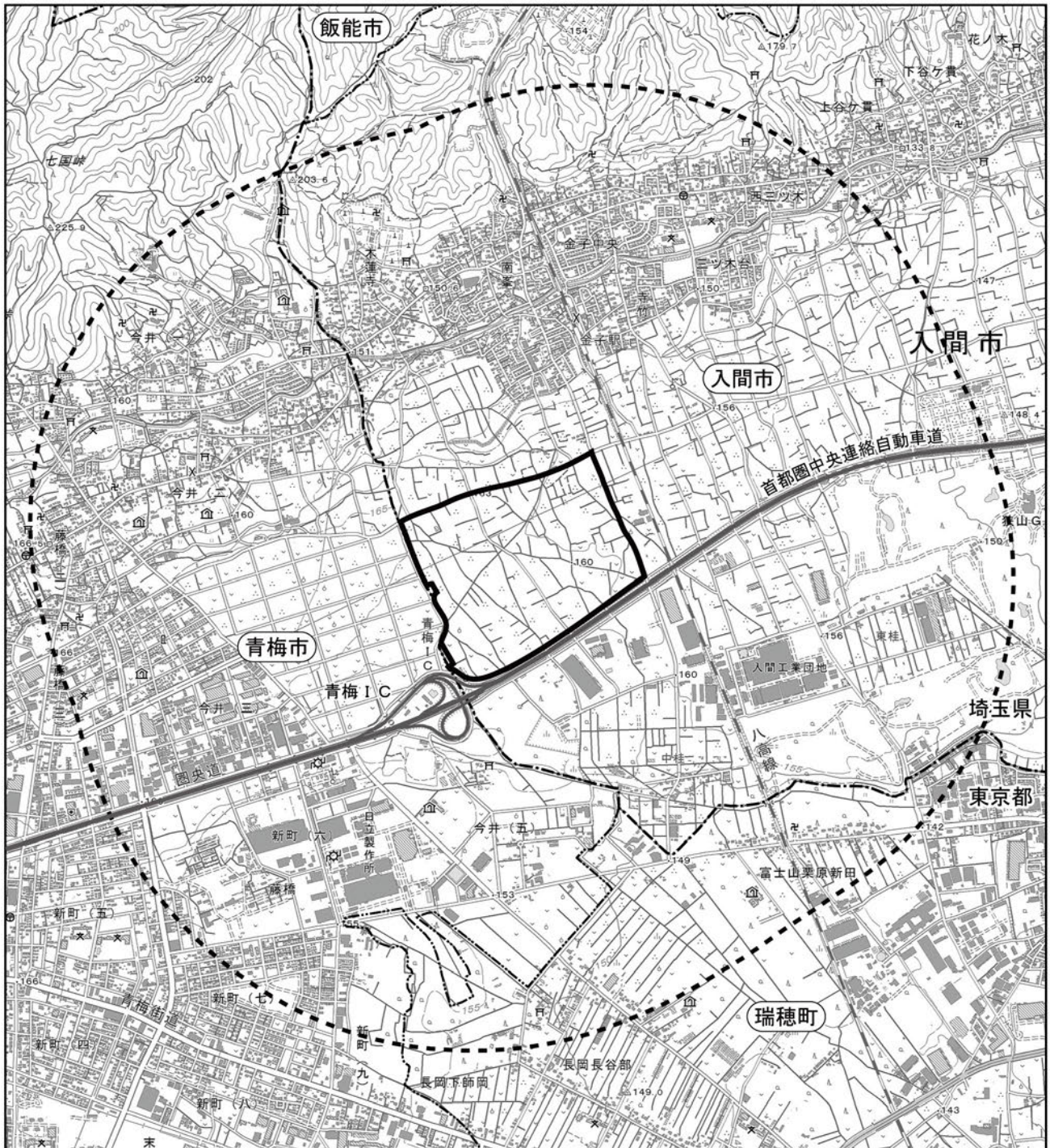
-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 調査範囲（敷地境界から約200m）

図4.7-1(1) 動物の現地調査範囲(敷地境界から約200m)





この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例





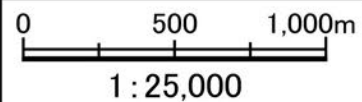
-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 調査範囲（敷地境界から約1.5km）

図4.7-1(2) 動物調査の範囲(猛禽類)



④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、表4.7-2に示すとおりである。

表4.7-2 動物の現地調査の調査期間・頻度

調査項目	調査期間・頻度
哺乳類	春季・夏季・秋季・冬季 各1回
鳥類	春季・初夏季（繁殖期）・夏季・秋季・冬季 各1回
猛禽類	繁殖期：月2回、非繁殖期：月1回
両生類・爬虫類	春季・夏季・秋季 各1回
昆虫類	春季・夏季・秋季 各1回
魚類	春季・夏季・秋季・冬季 各1回
底生動物	春季・夏季・秋季・冬季 各1回

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせにより予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

(3) 評 価

① 評価方法

動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や入間市が環境基本計画等により定めた動物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

4.8 植物

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査項目は、シダ植物以上の高等植物を対象に植物の生育種、植物相の特徴とする。

イ. 植生の状況

調査項目は、群落の特徴と分布の状況とする。

ウ. 植生の基盤となる土壌の状況

調査項目は、土壌の生産性等とする。

エ. 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

調査項目は、埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、その他の貴重種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種等の状況とする。

オ. 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

調査項目は、保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴とする。

カ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な植物相及び植生の状況、過去の植生の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

生育種及び植物相の特徴、植生の状況、植生の基盤となる土壌の状況、その他の予測・評価に必要な事項等については、調査地域の植物相に関する既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 生育種及び植物相の特徴

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を記録する方法とする。なお、現地で確認できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行う。

(イ) 植生の状況

主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウーン・ブランケ法の全推定法による群落コードラート調査を行う。

(ウ) 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

保全すべき種の生育状況及び保全すべき群落の成立状況として、分布や個体数等について調査する。

(エ) 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び群集が確認された場所の生育環境の特徴を調査する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画地及び周辺地域約2km程度の範囲を基本とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図4.8-1に示すとおり、計画地及び周辺地域約200mの範囲を基本とする。

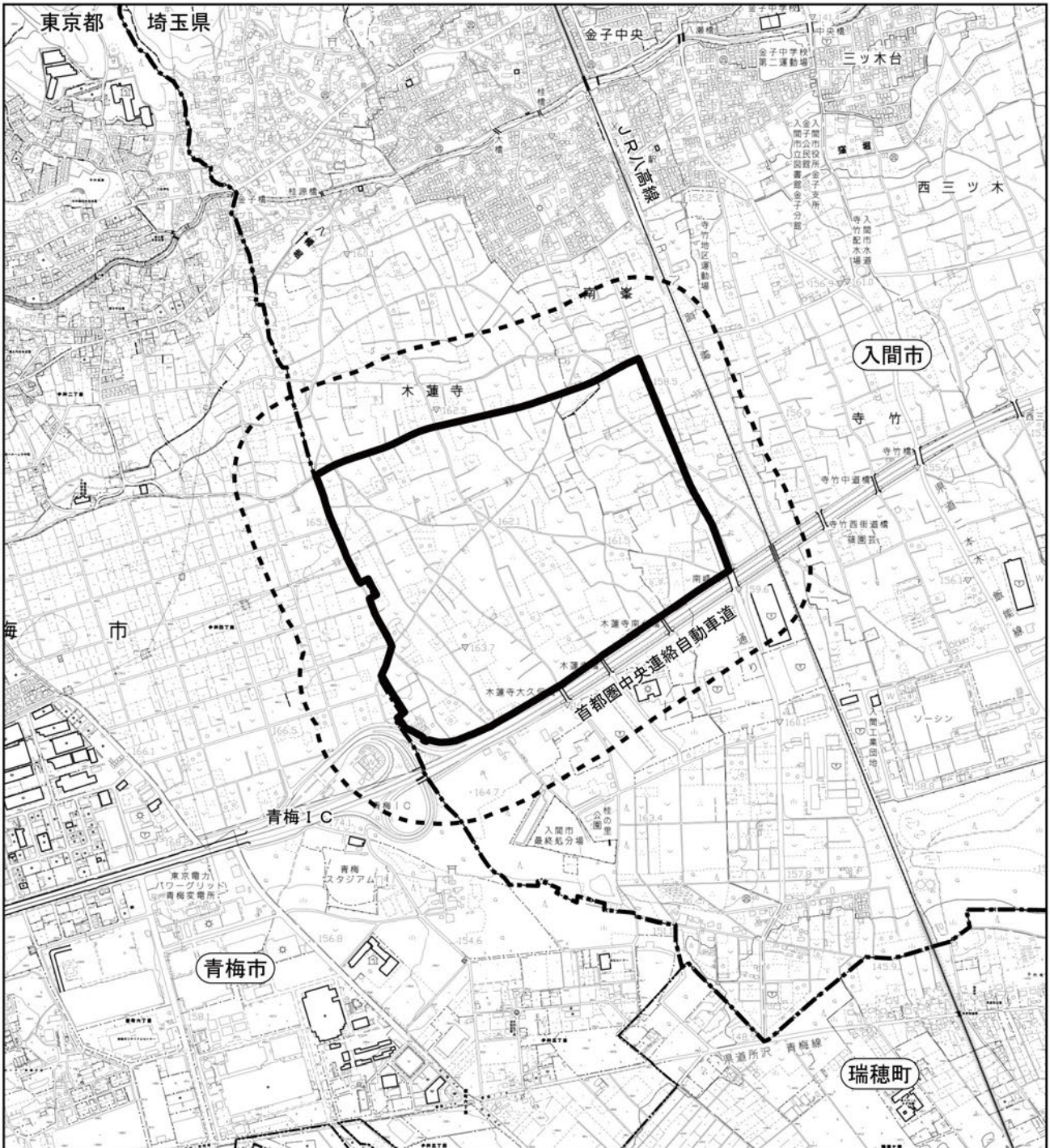
④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

植物相調査の調査期間・頻度は、早春季、春季、夏季、秋季の4回、植生調査は夏季、秋季の2回とする。



凡例

この地図は「15000分の1入間市全国」（令和3年12月）を使用して作成したものである。





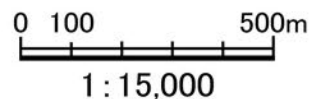
-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 調査範囲（敷地境界から約200m）

図4.8-1 植物の現地調査範囲（敷地境界から約200m）



(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度、植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画及び現存植生図、生育確認位置と調査結果との重ね合わせにより予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、造成等の工事の影響が最大となる時期及び供用時とする。

(3) 評 価

① 評価方法

植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や入間市が環境基本計画等により定めた植物の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植等の環境保全措置を検討する。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

4.9 生態系

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定

地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定し、環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を調査する。

イ. 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出

上位性、典型性、特殊性の視点から、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出する。

ウ. 着目種の生態

調査項目は、抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等とする。

エ. 着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係

調査項目は、食物連鎖の関係等とする。

オ. 着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況

調査項目は、地形、地質、土壌、水系等の環境とする。

② 調査方法

「4.6 水象」、「4.7 動物」、「4.8 植物」等の現況調査結果を整理することを基本とし、生態系の基盤となる環境を類型区分し、各類型区分に依存する調査地域を特徴づける動植物（典型性、上位性、特殊性）の生息・生育状況から生態系の特徴を把握する方法とする。

③ 調査地域・地点

調査地域は、「4.7 動物」及び「4.8 植物」の調査範囲と同様に、計画地及び周辺地域約200mの範囲を基本とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間・頻度は、「4.7 動物」及び「4.8 植物」の現況調査の調査期間・頻度と同様とする。

(2) 予 測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と動物、植物の生息・生育確認位置との重ね合わせにより得た情報をもとに予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

(3) 評 価

① 評価方法

生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や入間市が環境基本計画等により定めた動物・植物・生態系の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植する等の環境保全措置を検討する。
- ・ 工事に伴う騒音、振動及び工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・ 「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成11年3月、埼玉県）に基づき、埼玉県環境科学国際センター（生物多様性センター）より、計画地は推定高利用域内（オオタカ営巣地から半径1,500m内）の範囲内にあり、開発行為に対しては以下の配慮をお願いされている。

- ① 非繁殖期（9月～12月）の工事の実施
- ② 採餌場所の消失、分断化等に注意
- ③ 低騒音の機器の使用

このため、①～③に基づき、計画地の採餌場所に留意して、オオタカ等猛禽類について調査を実施し、工事中及び供用時の影響を軽減するための適切な環境保全措置を検討する。

4.10 景観

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 景観資源の状況

調査項目は、自然的景観資源の位置、種類、特徴等とする。

イ. 主要な眺望地点の状況

調査項目は、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性とする。

ウ. 主要な眺望景観

調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況（工作物、畑地等の耕作地等）とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

景観資源の位置、種類、規模、特徴等については、観光パンフレット、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

主要な眺望地点の位置（計画地からの距離や方角）、利用状況については、観光パンフレット等の既存資料を整理する。

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 景観資源の状況

現地踏査により、眺望の対象となっている景観資源の状況を把握するとともに、景観写真の撮影を行う。

(イ) 主要な眺望地点の状況

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。

(ウ) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、計画地の見え方等を整理する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地敷地境界から1km程度の範囲を目安とする。1kmの範囲に隣接し景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

イ. 現地調査

(ア) 景観資源の状況

計画地内とする。

(イ) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

計画地の周辺は平坦な地形を呈しており、計画地を可視できる地域はひらけた耕作地、歩道、公園や眺望の良い建築物、計画地の近隣地域に限られる。また、計画地の北側には、圏央道及び既存の建築物により計画地方向の眺望が広範囲で遮られていることから、調査地域は計画地敷地境界から約1km程度の範囲を目安とする。

主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は、図4.10-1に示す8地点とする。

なお、現地調査により約1kmの範囲に隣接し景観の眺望地点が位置する場合は、適宜範囲を広げる。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間及び頻度は、春季、初夏、秋季、冬季の各1回とする。

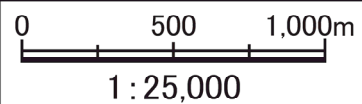


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 調査範囲（敷地境界から約1km）
- : 景観の調査地点

図4.10-1 景観の調査地点



(2) 予 測

① 予測内容

ア. 景観資源の状況

予測項目は、景観資源の消滅のおそれの有無または改変の程度とする。

イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

予測項目は、造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 景観資源の状況

本事業の計画と景観資源の調査結果との重ね合わせにより予測を行う。

イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の施設の完成後（植栽が安定した時期）とする。

(3) 評 価

① 評価方法

景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県景観計画等に示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用する等、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。

4.11 自然とのふれあいの場

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

調査項目は、自然とのふれあいの場の分布及び周辺環境等の状況とする。

イ. 自然とのふれあいの場の利用状況

調査項目は、自然とのふれあいの場の利用状況とする。

ウ. 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

調査項目は、自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路周辺の環境条件とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

自然とのふれあいの場の分布、利用状況、自然とのふれあいの場への主な交通手段、周辺地域の土地利用の状況及び交通網の状況については、観光ガイドや地形図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況について、現地踏査により確認し、記録・整理する。

(イ) 自然とのふれあいの場の利用状況

自然とのふれあいの場の利用状況については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

(ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

自然とのふれあいの場への主な交通手段の経路周辺の環境条件については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地周辺地域1km程度の範囲を目安とする。なお、1kmの範囲に隣接して自然とのふれあいの場が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

イ. 現地調査

調査地域・地点は、計画地周辺地域1km程度の範囲とした。調査地点は図4.11-1に示すとおり、公園の3地点と散策路、ウォーキングコースとする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、花の開花及び新緑の時季であり、気候等が屋外活動に適した春季、初夏のほか、秋季、冬季の各1回とする。

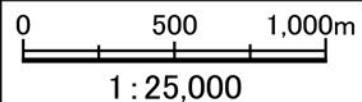


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市町界
- : 調査範囲（敷地境界から約1km）
- : 公園
- : 散策路
- : ウォーキングコース

図4.11-1 自然とのふれあいの場の調査地点



(2) 予 測

① 予測内容

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

② 予測方法

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

工事計画及び工事中の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

事業計画及び供用時の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

造成工事の最盛期とする。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(3) 評価

① 評価方法

自然とのふれあいの場への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や入間市が環境基本計画等により定めた自然とのふれあいの場の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地等を整備する。

イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

- ・ 進出企業に対し、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。

4.12 史跡・文化財

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 埋蔵文化財の分布状況

調査項目は、埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等及び埋蔵文化財の種類並びに価値等とする。

イ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等並びに埋蔵文化財の種類及び価値等については、埋蔵文化財分布地図、遺跡発掘調査報告書等の既存資料を整理する。計画地内の埋蔵文化財については、文化財保護法等に基づく手続きの実施状況を整理する。また、必要に応じて関係機関等へのヒアリングを行う。

土地利用の状況については、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画地及び事業の実施により埋蔵文化財への影響が想定される範囲とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改定の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画と調査結果との重ね合わせにより予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用時（工事が完了した時期）とする。

(3) 評価

① 評価方法

史跡・文化財への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、史跡・文化財の保全に係る計画や指針等により定めた方針や基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。
- ・埼玉県及び入間市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。

4.13 日照阻害

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 日影の状況

調査項目は、各季節において日影となる時刻、時間数とする。

イ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。日影となる時刻、時間数については、太陽の方位角、高度角に基づき机上検討により把握する。

イ. 現地調査

現地踏査により、地形、工作物の状況等を把握する。

③ 調査地域・地点

調査地域は、日影の影響が生じる可能性のある計画地及び周辺地域とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。日影となる時刻、時間数については、春分、夏至、秋分及び冬至の日の4時点における机上検討とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、農作物の生育期の1回とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、周辺の住宅及び学校等への日影の変化の程度とする。

② 予測方法

事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日の4時点とする。

(3) 評価

① 評価方法

日照への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、日影規制等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

- ・ 日影による住居への影響が低減されるよう、各立地企業に対する、建物高さや壁面位置等について検討する。

4.14 廃棄物等

(1) 予 測

① 予測内容

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

予測項目は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とする。

② 予測方法

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の業種及び配置、建築計画等を想定し、既存資料の建設廃棄物の排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後の進出企業の業種及び施設の規模や事業規模等を想定し、既存資料の業種別の廃棄物排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とする。

④ 予測時期等

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の施設の建設工事の期間中とする。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(2) 評価

① 評価方法

廃棄物等による影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や入間市の廃棄物等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

- ・ 造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

- ・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう指導する。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

- ・ 進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。

4.15 温室効果ガス等

(1) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況とする。

エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、温室効果ガスの種類ごとの排出量及び排出量削減の状況とする。

オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況については、現況の土地利用の状況から二酸化炭素の吸収源の有無を明らかにするとともに、工事計画や土地利用計画等を整理し、二酸化炭素の吸収源の改変面積や二酸化炭素の吸収原単位等を用いて予測する。

エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

温室効果ガスの排出量については、進出予定企業の業種等を想定してエネルギー消費量

等の活動量を設定し、温室効果ガスの排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

進出予定企業の業種等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

③ 予測地域・地点

建設機械の稼働、造成等の工事及び施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響については、計画地内とする。資材運搬等の車両の走行及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については、計画地及び車両の走行範囲とする。

④ 予測時期等

建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響については工事期間中、施設の稼働及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

(2) 評価

① 評価方法

温室効果ガスによる影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県や入間市の温室効果ガスに係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

② 環境の保全に関する配慮方針

ア. 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、工事工程の平準化を図り、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

イ. 資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底する。

- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

ウ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努める。

エ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 関連車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底するよう、進出企業に指導する。
- ・ 関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう、進出企業に指導する。

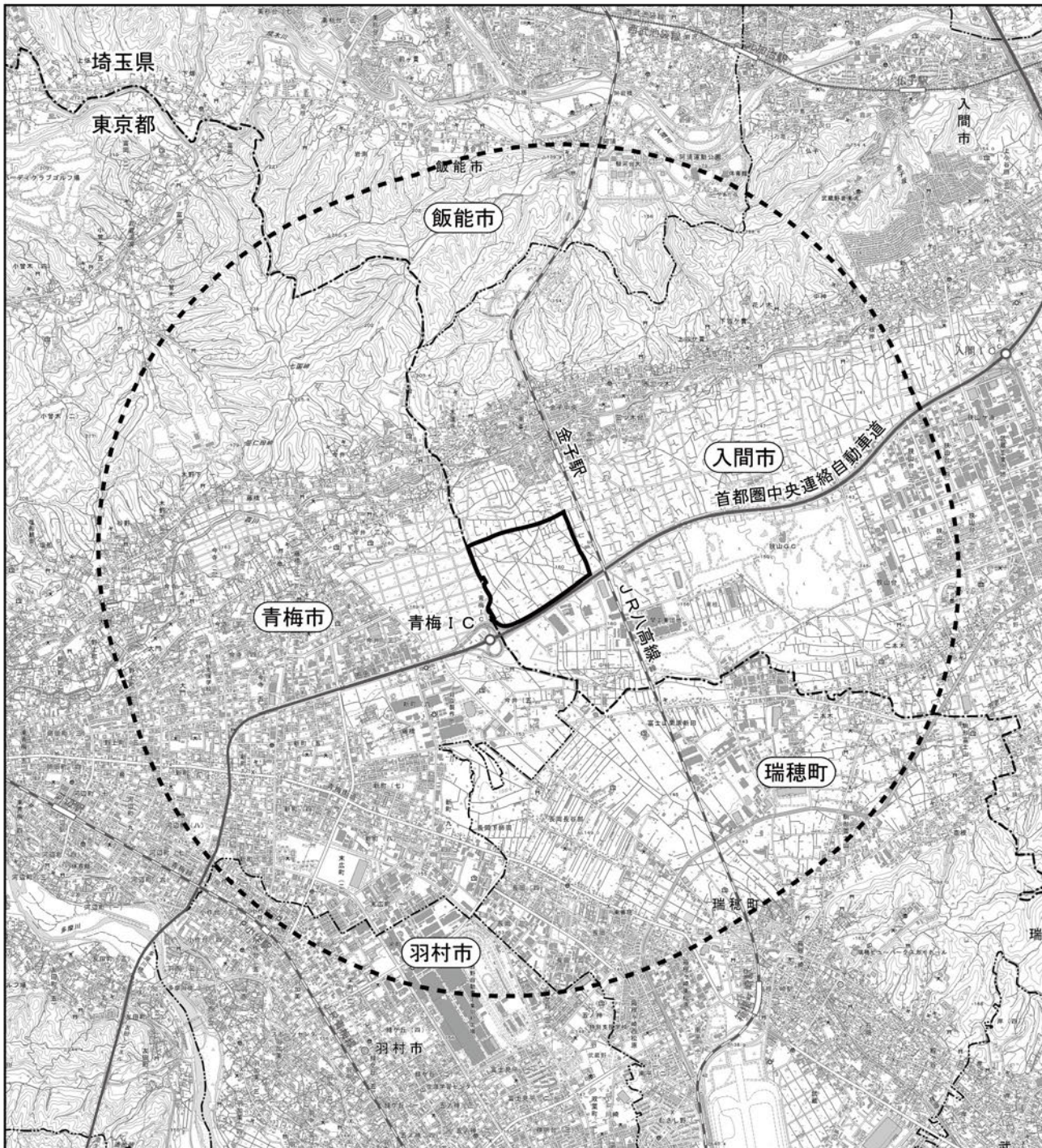
第5章 地域の概況

第5章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、入間市、飯能市、青梅市、羽村市、瑞穂町（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

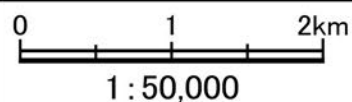


この地図は「電子地形図25000」（令和5年6月調整、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市町界
-  : 計画地敷地境界から3km

図5-1 地域概況の調査対象範囲



5.1 社会的状況

社会状況の概要は、表5.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

表5.1-1(1) 社会的状況の概要

項目	概要	
人口及び産業の状況	人口	計画地が位置する入間市の令和6年1月における人口は143,099人であり、平成5年から横ばい傾向であり、関係市町の中で最も人口が多い。また、ほぼ人口が近似している青梅市も平成5年から横ばい傾向で推移している。その他の市町として、飯能市、羽村市及び瑞穂町も平成5年から横ばい傾向である。
	産業	入間市では製造業の割合が最も多く、その他の関係市町の青梅市は医療、福祉の割合が、飯能市、羽村市及び瑞穂町では製造業の割合が最も多い。
土地利用の状況	地目別土地利用	入間市の地目別土地利用面積は住宅が最も多く、宅地の割合が全体の42.3%を占めている。次いで、畑が25.4%、山林が15.4%となっている。その他の関係市町については、飯能市及び青梅市では山林の面積の割合が、羽村市及び瑞穂町では宅地の面積の割合が最も多い。
	土地利用系買うの状況	計画地及び周辺は、主に市街化調整区域であり、計画地は全域が市街化調整区域、農用地区域に指定されている。また、計画地周辺は、約1kmの範囲は概ね市街化調整区域、農用地区域であり、北側には森林地域、概ね西側が市街化区域、東側のほか南側の一部に農用地区域が指定されている地域が広がっている。 なお、計画地では、用途地域は指定されていない。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	河川及び湖沼の状況	計画地周辺には、計画地の北側を窪堀が北東方向へ流れ、一級河川霞川に合流している。
	上水道	計画地が位置する入間市の水道普及率は、100%である。
	農業用水	計画地は主として畑地等の耕作地として利用されており、計画地及び周辺には、農業用水路の整備はされていない。 入間市の地形は北西に高く南東に低くなっており、主に農業用水としては自動車にて貯水タンクを運搬して散水して、利用されている。
	内水面漁業	計画地及び周辺に流れている霞川において、漁業権が設定されている。
	地下水の利用状況	入間市の地下水採取量は、令和2年まで減少傾向であったが、令和3年から建築物用としての利用が大幅に増加している。 なお、地下水の用途は、入間市、飯能市及び青梅市で水道用としての利用がなく、羽村市で水道用の利用が顕著に多い。
交通の状況	主要交通網	計画地周辺では、計画地の南側に隣接して一般国道468号（圏央道）が東西に、計画地の北側には隣接して入間市道幹37号線、西側には入間市道幹36号線が南北に走っており、計画地の南西側には、圏央道青梅ICが位置している。
	道路交通量	交通量が最も多かったのは、計画地南側を走る一般国道468号（圏央道）で、昼間12時間自動車交通量が合計45,824台、24時間自動車交通量が合計68,337台であった。
学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	環境保全についての配慮が必要な施設	計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の北西側約600mに「児童養護施設 今井城学園」がある。

表5.1-1(2) 社会的状況の概要

項目		概要
下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況	下水道	<p>計画地が位置する入間市の下水道普及率は、88.6%となっている。</p> <p>なお、「埼玉の下水道2022」（埼玉県）によると、計画地は荒川右岸流域下水道の計画処理区域外となっている。</p>
	し尿処理	<p>計画地が位置する入間市では、令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は13,127kLとなっている。入間市の平成29年度～令和3年度のし尿処理量の推移をみると、減少傾向で推移している。</p> <p>一方、浄化槽汚泥が占める割合は、平成29年度から平成30年度は減少傾向であるが、平成30年度から令和3年度は増加傾向で推移している。</p>
	ごみ処理	<p>入間市のごみ処理量は、令和2年度以降は減少傾向にあり、1人1日あたりの排出量も過去5年では減少している。</p> <p>なお、入間市のし尿処理施設及びごみ処理施設である「総合クリーンセンター」（入間市大字大字新久127-1）は、計画地の北西約4kmに位置している。</p>
法令による指定及び規制等の状況	大気汚染	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫酸化物の規制基準、ばいじん、窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等の排出基準、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準、「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）発生施設に係る排出基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の発生施設に係る規制基準及び規制要件、「自動車NOx・PM法」に基づく対策地域、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準が適用される。</p>
	水質	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「水質汚濁防止法」に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制が適用される。</p>
	騒音	<p>「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準、騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準が適用される。</p>
	振動	<p>「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準、「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場に係る振動の規制基準が適用される。</p>
	土壌汚染	<p>「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準が適用されている。</p>
	地盤沈下	<p>「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」の規制地域には指定されていない。</p> <p>「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。</p> <p>なお、入間市は、第一種指定地域に指定されている。</p>

表5.1-1(3) 社会的状況の概要

項目	概要
法令による指定及び規制等の状況	<p>入間市は、「悪臭防止法」に基づく臭気指数規則（基準値1）の規制地域に指定されている。規制基準は、計画地は農業振興地域に含まれていることからB区域の基準が適用される。関係市町である飯能市、青梅市及び羽村市、瑞穂町は、臭気指数による規制地域に指定されている。</p> <p>なお、入間市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に指定されていない。</p>
景観	<p>埼玉県では「景観法」に基づき、地域の特性を活かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」を制定し、「埼玉県景観計画」を策定している。</p> <p>「埼玉県景観計画」では、埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めており、計画地は「一般課題対応区域」に指定されている。</p>
廃棄物	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）において、また、埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。</p> <p>埼玉県では、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。</p>
地球温暖化	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務づけられている。</p>
自然関係法令等	<p>計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域（銃）等に指定されている。</p>

5.2 自然的状況

自然的状況の概要は、表5.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表5.2-1(1) 自然的状況の概要

項目	概要	
気象、大気質、騒音、振動等の状況	気象	<p>計画地の最寄りの気象観測所は、青梅地域気象観測所であり、令和4年の年間降水量は1,291.0mm、日平均気温は15.0℃、最高気温は38.9℃、最低気温は-7.2℃、年間の日照時間は2,009.9時間を記録している。また、過去10年間の年間降水量は1,291.0～2,198.5mm、年平均気温は14.3～15.4℃、日照時間は1,671.7～2,121.4時間を記録している。</p> <p>令和4年の年間最多風向は西、平均風速は1.1m/sを記録している。また、過去10年間においては、年間最多風向は南が多く、平均風速は1.1～1.2m/sを記録している。</p>
	大気質	<p>一般大気環境測定局である入間市入間測定局及び青梅市東青梅測定局が、自動車排出ガス測定局である国設入間自動車交通環境測定所及び東京環状長岡自動車排ガス測定局が設置されている。二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については、いずれも環境基準を達成している。非メタン炭化水素については、「炭化水素に係る指針」が未達成である。</p> <p>入間市の令和2年度の公害に関する苦情は286件であり、このうち大気汚染に関する件数は12件（全体の4.2%）となっている。</p>
	騒音	<p>計画地周辺における自動車騒音の面的評価においては、都道5号線新宿青梅線や都道・県道179号所沢青梅線で、基準値の超過が多くなっている。</p> <p>自動車騒音の点的評価においては、都道・県道179号所沢青梅線、一般国道16号、都道5号線新宿青梅線で、環境基準を超過している。</p> <p>入間市の令和2年度の公害に関する苦情は286件であり、このうち騒音に関する苦情は50件（全体の17.5%）となっている。</p>
	振動	<p>計画地周辺における市道幹36号線の道路交通振動の測定結果は要請限度を下回っている。</p> <p>入間市の令和2年度の公害に関する苦情は286件であり、このうち振動に関する苦情は4件（全体の1.4%）となっている。</p>
	悪臭	<p>計画地周辺における悪臭について公表された調査結果はない。</p> <p>入間市の令和2年度の公害に関する苦情は286件であり、このうち悪臭に関する苦情は45件（全体の15.7%）となっている。</p>
	水質、底質、水象等の状況	水質
底質		<p>計画地及び周辺では、底質について公表された調査結果はない。</p>
水象		<p>計画地周辺には、計画地の北西側に矢端川が、北側を窪堀が北東方向に流れており、一級河川の霞川に合流している。</p>

表5.2-1(2) 自然的状況の概要

項目		概要
土壌及び地盤の状況	土 壌	<p>埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについて5年に一度調査を行っている。</p> <p>昭和54年度～令和3年度までの土壌汚染状況調査結果は、各項目とも、全て土壌の汚染に係る環境基準に適合している。</p> <p>埼玉県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の常時監視測定（一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査）を行っている。</p> <p>令和4年度の関係市の調査地点における一般環境把握調査結果は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準に適合している。</p> <p>計画地及び周辺の表層土壌の分布状況については、台地部に黒ボク土壌の「北原統」が分布している。計画地周辺については、上記の土壌に加え、黒ボク土壌の「皆瀬統」や「水野統」が東西に分布しており、北側の丘陵地では乾性褐色森林土壌の「七国1統」や褐色森林土壌の「七国2統」、霞川沿いには黒ボクグライ土壌の「霞川統」や厚黒ボク土壌の「瀬谷統」等が分布している。</p> <p>入間市の令和2年度の公害に関する苦情は286件であり、このうち土壌汚染に関する苦情は0件（全体の0.0%）となっている。</p>
	地 盤	<p>計画地及び周辺の東側の入間市では、平成29年1月1日～令和4年1月1日まで地盤沈下の調査が実施されており、過去5年間の地盤標高の変動量の測量結果は+2.9mmである。計画地周辺の青梅市で+1.9mm～+4.1mm、瑞穂町で+3.4mm～+6.1mmとなっている。</p> <p>入間市の令和2年度の公害に関する苦情は286件であり、このうち地盤沈下に関する苦情は0件（全体の0.0%）となっている。</p>
地形及び地質の状況	地形の状況	<p>計画地の地形は、砂礫台地（GtⅢ）に段丘上の浅い谷が一部に分布している。</p> <p>計画地周辺の地形は、砂礫台地が広がっており、北側では加治丘陵等の丘陵地が東西に分布している。また、霞川沿いには谷底平野や崖が分布している。</p>
	地質の状況	<p>計画地の地質は、火山性岩石（ロームS）が広く分布している。</p> <p>計画地の周辺の地質は、火山性岩石（ローム）が広がっており、北側では加治丘陵などの丘陵地に半固結堆積物（礫がち地層、泥岩、飯能礫層、三ツ木礫層）が分布している。また、北東側の霞川沿いには未固結堆積物（礫がち堆積物）等が分布している。</p>
動物の生息、植物の生育、植生の生態系の状況	動物	<p>計画地が位置する入間市では、「入間市史 通史編」により、240種の動物種が確認されている。</p> <p>また、計画地の北側に近接する自然豊かな加治丘陵地において、「加治丘陵自然環境調査報告書」により、1,086種の動物種が確認されている。このほか、動物の分布調査が行われた「自然環境保全基礎調査」により、計画地が含まれる2次メッシュ（533952 青梅へ）においては、177種の動物種が確認されている。</p> <p>なお、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では6種、「環境省レッドリスト2020」では33種、「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）」では78種、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」では1種が該当種となっている。</p> <p>また、計画地及びその周辺で確認された動物種のうち、貴重な動物の分布状況としては、「埼玉県オオタカ等保護指針の配慮地照会システム」により、計画地及び周辺のオオタカの生息状況の照会をした結果、計画地から1.5km以内にオオタカの県営巣登録地が存在していることが確認された。</p>

表5.2-1(3) 自然的状況の概要

項目	概要
動物の生息、植物の生育、植生の生態系の状況	<p>植物</p> <p>入間市は、埼玉県南西部に位置し、中央部の武蔵野台地にお茶畑や住宅地が広がり、北側には加治丘陵の樹林帯が広く分布し、東西に霞川が流れており、主に北側の丘陵地の自然環境が豊かである。入間市においては、「入間市史 植物編」により937種の植物種が確認され、計画地の北側に近接する加治丘陵地では「加治丘陵自然環境調査報告書」により680種の植物種が確認されている。計画地及び周辺で確認された貴重な植物は、「環境省レッドリスト2020」では17種、「埼玉県レッドデータブック植物編2011」では71種、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」では1種が該当種となっている。</p> <p>また、「埼玉県レッドデータブック植物編2011」によると、埼玉県の希少な植物群落のうち入間市に分布するものとして、単一群落では暖温帯から中間温帯にかけて分布している「シラカシ群落」や「コナラ群落」、群落複合では狭山丘陵の雑木林（コナラ群落、アカマツ群落）があげられている。</p> <p>計画地に巨樹・巨木の分布はなく、計画地周辺で比較的近い巨樹では北側に樹高25mのスギが生育している。</p> <p>生態系</p> <p>計画地は平坦な地形で、台地上では主に茶畑が広がり、一部に畑地や温室等の農業施設があり、北側には一部ではあるが梅や栗等の果樹や樹林地も点在する。</p> <p>計画地及び周辺における生態系の代表的な基礎生産者は、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落であり、これらの環境を反映して一次消費者としてバッタ類等の昆虫類、二次消費者としてモズ、ホオジロ等の小型鳥類やトカゲ類等の爬虫類、トンボ類等の昆虫類、高次消費者としてカラス類やサギ類等の農耕地にみられる鳥類、タヌキやイタチ等の哺乳類、アオダイショウ等の爬虫類等の生息が推察され、これらの農耕地を生息環境とする種により生態系が構成されていると推察される。</p>
景観、自然とのふれあいの場の状況	<p>景観</p> <p>計画地及び周辺は、地形は概ね平坦であり、主として茶畑などの畑地が広がり、一部に工場や住宅が点在し、北側に丘陵地、周囲を農地、河川等の自然的要素と、南側に高規格道路の構造物や工場、住宅地といった人工的要素が混在している。</p> <p>計画地最寄りの景観資源としては、県の景観資源データベースシステムに登録されている「東金子・金子地区の茶畑風景」があり、約400haの一面に広がる茶畑は関東以北としては最大の規模と言われている。</p> <p>計画地及び周辺を眺望する不特定多数の人に利用される地点は、北側の加治丘陵から眺望が望める。</p> <p>人と自然とのふれあいの場</p> <p>入間市の観光ガイドマップやパンフレットでは、7つのコースからなる「元気な入間 ふれあい茶ん歩道」が紹介されており、四季折々で表情豊かな自然やみどり、味わい深い郷土の歴史や文化など入間の魅力を伝えている。特に、「狭山茶」の主産地である入間市の茶畑や緑豊かな加治丘陵を歩く「5. 茶畑と丘陵を歩く」や「4. 加治丘陵を楽しむ」などが計画地周辺で散歩道として整備されている。</p>
文化財その他の生活環境の状況	<p>指定文化財</p> <p>計画地周辺には、入間市指定の文化財として、「4 西三ツ木の高札場」、「5 金子氏一族の宝篋印塔付位牌」、「9 百万遍念仏数珠一式」、「10 寺竹白鬚神社の懸仏」等がある。</p> <p>埋蔵文化財</p> <p>計画地に係る埋蔵文化財包蔵地としては、計画地南東側を含む「15西武蔵野遺跡」がある。また、近隣では「1 谷ノ上遺跡」、「3 桂橋遺跡」、「4 南内野遺跡」等がある。</p>
一般環境中の放射性物質に係る環境の状況	<p>計画地及び周辺における空間放射線量は、0.032~0.070 μSv/hであり、環境省が示す基準値（地表100cm：0.23 μSv/h）をいずれも下回っている。</p>

第6章 環境の保全についての配慮事項

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業における現段階で、環境の保全について配慮すべき事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び入間市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは表6.1-1に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は表6.1-2(1)～(7)に示すとおりである。

表6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との関連
埼玉県	埼玉県5か年計画（令和4年3月）	○
	第5次埼玉県国土利用計画（令和5年10月）	○
	埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）	○
	埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（令和3年3月）	○
	埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針（令和4年4月）	○
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）	○
	第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年3月）	○
	第5次埼玉県環境基本計画（令和4年4月）	○
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和5年3月）	○
	埼玉県景観計画（平成28年4月）	○
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）	○
入間市	第6次入間市総合計画・後期基本計画」（令和4年6月）	○
	入間市都市計画マスタープラン改定版（平成31年3月）	○
	入間市都市計画マスタープラン改定版（別冊）（令和5年1月）	○
	第三次入間市環境基本計画（令和2年3月）	○
	入間市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）	○
	入間市地球温暖化対策実行計画（令和5年3月）	○
	入間市 SDG s 未来都市計画（令和4年8月）	○

表6.1-2(1) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>埼玉県5か年計画 (令和4年3月)</p>	<p>埼玉県の総合計画として、令和4年度～令和8年度を計画年度とし、3つの将来像の実現を目指している。また、政策分野ごとの進むべき方向として12の指針を設定している。</p> <p>【埼玉県の目指す将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全の追求～Resilience～ ・誰もが輝く社会～Empowerment～ ・持続可能な成長～Sustainability～ <p>【12の指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・危機に強い埼玉の構築 ・県民の暮らしの安心確保 ・介護・医療体制の充実 ・子育てに希望が持てる社会の実現 ・未来を創る子供たちの育成 ・人生100年を見据えたシニア活躍の推進 ・誰もが活躍し共に生きる社会の実現 ・支え合い魅力あふれる地域社会の構築 ・未来を見据えた社会基盤の創造 ・豊かな自然と共生する社会の実現 ・稼げる力の向上 ・儲かる農林業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第5次埼玉県国土利用計画 (令和5年10月)</p>	<p>県土利用の基本方針として、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すとし、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用 <p>の3つの項目を基本方針としている。</p> <p>圏央道の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっており、特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれている。</p> <p>また、郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用整備方針として、圏央道青梅IC北側を工業系土地利用推進エリアとし、圏央道青梅IC北側の地域における工業系土地利用を推進します。 ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6.1-2(2) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 (平成25年2月)</p>	<p>計画地は、「圏央道地域」に区分されている。「圏央道地域」は、東京都心から概ね、30～60km圏にあり、西部の丘陵地から東部の低地まで様々な自然環境と地域文化を有しており、今後圏央道の整備により一層発展が期待されている地域と位置づけられている。</p> <p>このうち、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
<p>埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方 (令和3年3月)</p>	<p>超少子高齢社会を見据え、県内各地の特性を生かし、県民一人一人が支え合って日常生活を心豊かで安心・快適に暮らせる持続可能なまちをつくり、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現を目指している。</p> <p>【3つの要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築【コンパクト】 (2) 新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現【スマート】 (3) 誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成【レジリエント】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針 (令和4年4月)</p>	<p>「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方」を踏まえて、企業と地域が連携して地域が抱える様々な課題を解決し、地域の持続的発展につなげる「未来を見据えた産業基盤の創出」を目指している。</p> <p>特に、県内全域の高速道路 I C 周辺や県内主要幹線道路周辺に豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進めている。</p> <p>方針1 未来を見据えた産業基盤を創出します。</p> <p>方針2 豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを進めます。</p> <p>方針3 市町村の産業基盤づくりを支援し埼玉の「稼げる力」を向上します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高速道路等の I C からおおむね5kmの範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用整備方針として、圏央道青梅 I C 北側を工業系土地利用推進エリアとし、圏央道青梅 I C 北側の地域における工業系土地利用を推進する。 ・ 交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。

表6.1-2(3) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)</p>	<p>県民生活の視点から、埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり輝く 生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～ <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園の共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>第3次埼玉県広域緑地計画 (令和4年3月)</p>	<p>21世紀半ばを展望した埼玉における緑の将来像とその実現に向けた3点の取組が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様で豊かな緑と共生する『埼玉』 <p>【3点の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ ・市町村や多様な主体との連携・協働 ・身近な緑の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
<p>第5次埼玉県環境基本計画 (令和4年4月)</p>	<p>健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ・あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） (令和5年3月)</p>	<p>国、市町村はもとより県民や事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組み、カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として掲げます。将来像の実現時期は、地球温暖化対策推進法及び国の地球温暖化対策計画を踏まえ、令和32年（2050年）としている。</p> <p>【目指すべき将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉 <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス（CO2）への対策として、計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。

表6.1-2(4) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>埼玉県景観計画 (平成28年4月)</p>	<p>計画地の位置する入間市は、特定課題対応区域の圏央道沿線区域に区分されており、将来の景観像を目指すため、以下の事項が定められている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・ 歴史と伝統が語られる景観づくり ・ 身近な生活環境を良くする景観づくり ・ 県民が主体となった景観づくり ・ 地域間の交流を進める景観づくり <p>また、建築面積が200㎡を超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として規制・誘導等が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、5年ごとに廃棄物処理基本計画を策定している。</p> <p>【将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。 ・ 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。 ・ 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。 ・ 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、適正に処理を行う。 ・ 進出企業に、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）、適正処理等を推進するよう働きかける。

表6.1-2(5) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>第6次入間市総合計画・後期基本計画 (令和4年6月)</p>	<p>圏央道青梅 I C 北側に近接する計画区域及びその周辺地域は、土地利用構想において、都市的土地利用として『工業系土地利用推進エリア』に指定されている。</p> <p>【土地利用構想】 『工業系土地利用推進エリア』 圏央道青梅 I C 北側の地域における工業系土地利用を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>入間市都市計画マスタープラン改定版 (平成31年3月)</p>	<p>【本地域のまちづくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然の保全と活用 ・良好な居住環境の形成 ・緑のネットワーク形成 ・地域間のアクセス性の向上 <p>特に、計画地の位置する金子地域は、土地区画整理区域に都市計画決定されており、市街地整備上の課題解決に向け、地域の実情に合ったより良い整備手法を採用することにより、良好な居住環境の創出を図ることとしている。</p> <p>また、事業区域以外の居住地においても生活道路の整備や緑化の推進等により安全で快適な生活が送れる居住環境を創出するとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>入間市都市計画マスタープラン改定版(別冊) (令和5年1月)</p>	<p>「入間市都市計画マスタープラン改定版」(平成31年3月策定)について、「第6次入間市総合計画・基本構想」の変更に合わせて、部分的に見直しをしている。</p> <p>【変更の理由】 本市では、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」の策定にあたり基本構想を変更し、土地利用構想において、圏央道青梅 I C 北側の地域を新たに工業系土地利用推進エリアに位置づけました。当地域の土地利用の推進に向け、土地利用の方針など関連する内容を変更することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6.1-2(6) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>第三次入間市環境基本計画 (令和2年3月)</p>	<p>入間市が目指す望ましい環境像の実現に向けて、以下の5つの基本方針を掲げている。</p> <p>【基本方針】</p> <p>基本方針1 「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」</p> <p>基本方針2 「豊かな自然環境の保全」</p> <p>基本方針3 「住みやすさが実感できる都市環境の構築」</p> <p>基本方針4 「安心して健康に暮らせる生活環境の保全」</p> <p>基本方針5 「環境学習の推進と環境活動の実践」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、未然の公害発生防止に努める。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>入間市一般廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>入間市では、以下の基本理念の下で、みんな(市民・事業者・市)が様々な場面を通してごみの減量に取り組み、持続可能な社会の実現を目指している。</p> <p>【基本理念】</p> <p>『ごみを減らして、持続可能な社会の実現』</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、適正に処理を行う。 ・ 進出企業に廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)、適正処理等を推進するよう働きかける。
<p>入間市地球温暖化対策実行計画 (令和5年3月)</p>	<p>入間市では、「気候変動の影響に適応するまち」を実現するため、避けることのできない気候変動の影響に対応し、被害を最小化、回避するまちづくりを進めるもので、以下の4つの基本方針を掲げている。</p> <p>【基本方針】</p> <p>自然環境：「適応策の推進による環境と経済の好循環」</p> <p>暮らし方：「市民の生命・財産を守る施策の推進」</p> <p>産業、経済活動：「新たな技術開発や製品開発の後押し」</p> <p>災害対策：「都市のレジリエンス(強靱化)の向上」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6.1-2(7) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>入間市 SDGs 未来都市計画 (令和4年8月)</p>	<p>2030年のSDGsの達成を目指して、主要産業であり、本市を代表する景観でもある狭山茶の茶畑や自然豊かな丘陵地帯、観光誘客を見込める大型商業施設、最先端の技術を有した中小企業等の地域資源の力を生かし、「Well-being」をキーワードに、経済・社会・環境の三側面から、2030年のあるべき姿、さらにその先の持続可能な市政運営を見据えた、未来共創のまちづくりに取り組んでいくとしている。</p> <p>【2030年のあるべき姿】 健康と幸せを実感できる Well-being City いるま</p> <p>【経済】 1. 先端技術が市民の健康と企業の活気をもたらすスマートヘルス・シティ</p> <p>【社会】 2. 市民の健康と地域の力をDXが支えるウェルネス・シティ</p> <p>【環境】 3. 公民連携の地域新電力が導くゼロカーボン・シティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・工事中に発生する廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、適正に処理を行う。 ・進出企業に廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）、適正処理等を推進するよう働きかける。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

6.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律又は条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表6.2.1-1に示すとおりである。

計画地は「鳥獣保護法」に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」等に指定されている。

表6.2.1-1 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無 ^(注)		関係法令等	
		計画地	周辺		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	
		県立自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全体法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
特定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	○	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○	河川法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
利土地	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画民有林	×	○	森林法	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	○	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	入間市文化財保護条例	
		×	○	飯能市文化財保護条例	
		×	○	青梅市文化財保護条例	
		×	×	羽村市文化財保護条例	
×	○	瑞穂町文化財保護条例			
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	

注) 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表6.2.2-1(1)、(2)に示すように、法定等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表6.2.2-1(1) 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地及び周辺には保全対象となる施設や住居が分布する。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地及び周辺には分布しない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地内は起伏の少ない平坦な地形であり大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地及び周辺には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及び周辺は、立川断層が活動した場合に発生する地震により、震度6弱～震度6強のエリアに想定されている。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺には、埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及び周辺には、動物、植物の生息・生育空間が分布する。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地周辺の特に東側には埼玉県景観資源データベースシステムや入間市景観50選に選定されている茶畑が広がっている。	△
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地及び周辺には、屋敷林及び社寺林等が分布する。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地周辺の特に東側には埼玉県景観資源データベースシステムや入間市景観50選に選定されている茶畑が広がっている。	△

注) 該当欄の「○」は計画地及び周辺が該当、「△」は計画地周辺が該当、「×」は計画地及び周辺が該当しないことを示す。

表6.2.2-1(2) 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺の状況	該当
人と自然との豊かなふれあいの確保の保全を旨として留意されるべき配慮事項	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地及び周辺には、埋蔵文化財包蔵地が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法令等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制する計画とする。	○
	温室効果ガス等の吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響	計画地及び周辺には、空間放射線量の測定値が高い地点は分布しない。	×

注) 該当欄の「○」は計画地及び周辺が該当、「△」は計画地周辺が該当、「×」は計画地及び周辺が該当しないことを示す。

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

埼玉県では、「第5次埼玉県国土利用計画」（令和5年10月、埼玉県）を定め、圏央道の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっていること、特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれており、郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進することとしている。

さらに、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」（令和4年4月、埼玉県）では、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成18年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路のICから概ね5kmの範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域としてあげており、ICの出口から概ね1.5km以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

また、入間市では、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」（令和4年3月、入間市）の基本構想において、本地区を圏央道青梅ICに近接するという交通利便性を活かし、工業系土地利用推進エリアに位置づけている。また、「入間市都市計画マスタープラン改訂版（別冊）」（令和5年1月）において、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」に合わせ、入間市都市計画マスタープランを改定し、本地区を工業系土地利用推進エリアとして位置づけている。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は、「6.3.1当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、「第5次埼玉県国土利用計画」、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」及び「第6次入間市総合計画・後期基本計画」において産業施設の誘導、「入間市都市計画マスタープラン改訂版（別冊）」（令和5年1月、入間市）において工業系土地利用の推進を図る地域に位置づけられていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

計画策定の段階において、表6.2.1-1及び表6.2.2-1に示した内容を配慮し、本事業による影響を回避又は低減について表6.4-1に示すとおり検討を行った。

表6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	学校や病院、福祉施設等、環境の保全に配慮が必要な施設や住居棟への影響の回避又は低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	保全すべき種の生育・生息環境への影響の回避、低減に努める。 動植物の生育・生息空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保の保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	計画地に植栽する種や建築物の色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努める。 自然とのふれあいの活動の場への影響の回避又は低減に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源として、公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガスの吸収源対策として、各進出企業に対して緑化を促すよう努める。	特になし。

